

2025年度 履修の手引き

京都美術工芸大学大学院

Graduate School of Architecture, Kyoto Arts and Crafts University

建築学研究科 建築学専攻

Graduate School of Architecture,
Kyoto Arts and Crafts University

KYOTO
ARTS
AND
CRAFTS
UNIVERSITY

« 目 次 »

1 京都美術工芸大学大学院建築学研究科建築学専攻（修士課程）	…1
2 京都美術工芸大学大学院建築学研究科 3つのポリシー概念図	…2
3 授与学位	…2
4 研究科教員一覧	…3
5 教育課程等の概要	…4
6 授業科目の概要	…4
7 建築学研究科建築学専攻履修モデル	…6
8 シラバス（授業計画）	…7
9 フロアマップ	…24
10 諸規則 等	…25
・京都美術工芸大学大学院学則	…25
・京都美術工芸大学大学院学位規程	…33
・京都美術工芸大学履修規程（抜粋）	…35
11 学位授与の条件となる修士研究（論文・設計）に係る評価の基準等	…40
12 2025年度 修士研究指導計画概要（スケジュール等）	…42
13 一級建築士試験対策プログラムの概要	…43
14 大学院時間割（2025年度）	…44
15 研究活動における不正行為について	…45

京都美術工芸大学大学院建築学研究科建築学専攻(修士課程)

◆ディプロマ・ポリシー【修了認定・学位授与の方針】

京都美術工芸大学大学院建築学研究科は、以下の素養を身につけるように編成された教育課程を履修し所定の単位を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上、修士論文又は修士設計の審査及び試験に合格した学生に対して修了を認定し、修士の学位を授与する。

- ① 建築デザインに加え、施工や歴史文化、あるいは建築関連法規など建築に関する高度で幅広い知識、技能。
- ② 建築行為を通じて社会の発展に貢献するための実現可能性の高い課題解決力、伝統の継承およびそれらを基にした新しい文化や作品作りにつながる高度で独創的な構想力、発想力。
- ③ 日本の歴史文化を修得理解するとともに、グローバルな視点も視野に入れた新しい文化づくりへ発展させる鋭い感性・安定した価値観。
- ④ 建築は単体の作品ではなく文化そのものであり、また多くの人々の協力の中から作品が生まれるという観点から、多様な人々と協働するための協調性、コミュニケーション力、表現力。

◆カリキュラム・ポリシー【教育課程編成・実施の方針】

京都美術工芸大学大学院建築学研究科は、ディプロマ・ポリシーに掲げる素養を備えた人材を育成するために、以下の方針で教育課程を編成、実施する。

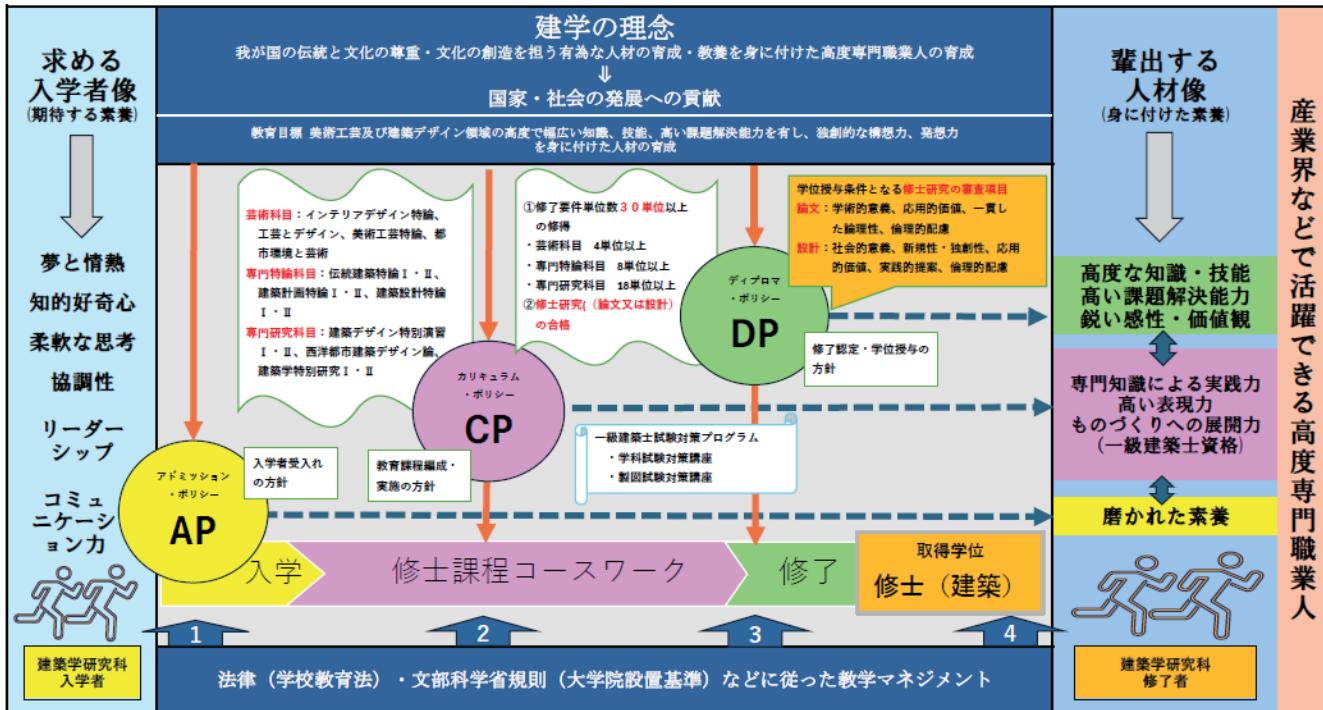
- ① 芸術科目、専門特論科目及び専門研究科目を体系的に編成する。
- ② 教育目的に合わせて、講義、演習、実習等を適切に組み合わせる。建築全般に関わる教育だけでなく、建築デザイン領域と伝統建築領域の特徴に沿った適正な教育プログラムを領域ごとに編成し実施する。
- ③ 建築デザインや施工、あるいは文化財の保存修復など建築関連のものづくり世界で活躍するための実践的な教育内容、あるいは協調性やコミュニケーション力・表現力等を高める教育内容を適切に盛り込む。
- ④ 現物の建築の調査や視察を体験する中で、その持っている意味をより深く理解し、新しいものづくりへ展開させる。

◆アドミッション・ポリシー【入学者受入れの方針】

京都美術工芸大学大学院建築学研究科は、大学の理念、教育目的を理解するとともに建築学研究科の教育目的・方針に沿って常に自己の可能性を追求していく持続性や熱意を持ち合わせ、真摯に学業に励むことのできる素養を持った以下のようない学生を求める。

- ① 建築を通して、未来を切り拓いていくこうとする夢と情熱を持っている人。
- ② 知的好奇心に富み、建築やその関連分野の専門職業人として、社会の発展に貢献したい心を持った人。
- ③ 自主的に学ぶ姿勢と柔軟な思考を持ち、建築やその関連分野で優れた才能を有する人、あるいは持ちたいという情熱を有する人。
- ④ 常に他者を尊重する姿勢と協調性に富み、リーダーシップを発揮することのできる人、あるいは組織の中で必要とされる素養を有する人。
- ⑤ 本学の教育課程を学修するための基礎的な学力とコミュニケーション力を身につけた人。

京都美術工芸大学大学院 建築学研究科 3つのポリシー概念図



京都美術工芸大学院 建築学研究科 3つのポリシーを視覚的に各要素間の関係を示す図を表しています。

◆授与学位

- ・研究科名：建築学研究科 〈Graduate School of Architecture〉
 - ・専攻名：建築学専攻 〈Major of Architecture〉
なお、学部の建築学科と大学院の建築学専攻を一体として表記する場合は、
School of Architecture を使用する
 - ・学位：修士（建築） 〈Master of Architecture〉

◆研究科教員一覧

区分	氏名	職位	専門分野
研究指導・授業担当教員	高田 光雄 Takada Mitsuo	教授	建築計画（住まい・まちづくり、リノベーション）
	井上 晋一 Inoue Shinichi	教授	建築計画（集合住宅設計、建築心理、空間構成）
	岸 和郎 Kishi Waro	特任教授	建築デザイン（建築設計、建築論）
	大上 直樹 Oue Naoki	特任教授	伝統建築（日本建築技術史、伝統建築保存修理）
	種村 俊昭 Tanemura Toshiaki	特任教授	建築デザイン（アーバンデザイン、福祉住環境）
	小梶 吉隆 Kokaji Yoshitaka	特任教授	建築デザイン（インテリアデザイン、建築設計）
	山内 貴博 Yamauchi Takahiro	教授	建築デザイン（ランドスケープデザイン、景観）
	安田 光男 Yasuda Teruo	教授	建築デザイン（建築設計、インテリアデザイン）
	森重 幸子 Morishige Sachiko	教授	建築計画（町家・細街路再生、住宅設計）
	生川 慶一郎 Narukawa Keiichiro	教授	建築計画（建築企画、リノベーション）
	新海 俊一 Shinkai Shunichi	教授	空間デザイン（環境デザイン、都市解析）
	宮内 智久 Miyauchi Tomohisa	教授	建築デザイン（建築設計、キュレーション）
	井上 年和 Inoue Toshikazu	教授	伝統建築（伝統建築保存修理、街並保全）
	白鳥 洋子 Shiratori Yoko	准教授	建築デザイン（西洋建築歴史意匠、都市デザイン）
	人見 将敏 Hitomi Masatoshi	准教授	建築デザイン（近代建築史、意匠論）
	根來 宏典 Negoro Hironori	准教授	建築デザイン（住宅設計、居住空間デザイン）
	砂川 晴彦 Sunagawa Haruhiko	講師	伝統建築（日本建築史、住文化）
授業担当教員	岡 達也 Oka Tatsuya	准教授	美術工芸（近代デザイン史、工芸、図案）
	杉本 直子 Sugimoto Naoko	特任准教授	建築計画（建築設計、住文化）
	新谷 謙一郎 Shintani Kenichiro	講師	建築デザイン（建築構造、数理解析）
	齊藤 啓輔 Saito Keisuke	講師	建築デザイン（建築設計、まちづくり）
	中西 大輔 Nakanishi Daisuke	講師	伝統建築（日本建築技術史）

(注1) この研究科教員一覧は2025年4月1日現在で作成しています。

(注2) 本研究科では、授業担当教員が研究指導に加わることができます。

講座担当教員	北岡 慎也 Kitaoka Shinya	講師	伝統建築（伝統建築保存修理、日本庭園史）
	杉山 英知 Sugiyama Eichi	講師	空間デザイン（建築デザイン、インテリアデザイン）

教育課程等の概要

(建築学研究科建築学専攻)

科目区分	授業科目の名称	配当年次	単位数			授業形態		
			必修	選択	自由	講義	演習	実験・実習
芸術科目	インテリアデザイン特論	1後		2		○		
	工芸とデザイン	1後		2		○		
	美術工芸特論	2前		2		○		
	都市環境と芸術	2前		2		○		
小計(4科目)		—	0	8	0			
専門特論科目	伝統建築特論 I	1前	2			○		
	伝統建築特論 II	1後	2			○		
	建築計画特論 I	1前	2			○		
	建築計画特論 II	1後	2			○		
	建築設計特論 I	1前		2		○		
	建築設計特論 II	1後		2		○		
小計(6科目)		—	8	4	0			
専門研究科目	建築デザイン特別演習 I	1前		6			○	
	建築デザイン特別演習 II	1後		6			○	
	建築企画論	1後		2		○		
	西洋都市建築デザイン論	1後		2		○		
	建築学特別研究 I	2前	6				○	
	建築学特別研究 II	2後	6				○	
小計(6科目)		—	12	16	0			
合計(16科目)		—	20	28	0			
学位又は称号		修士(建築)	学位又は学科の分野			美術関係		
修了要件及び履修方法					授業期間等			
芸術科目から4単位以上、専門特論科目からは必修8単位、専門研究科目からは必修12単位、選択6単位以上、計30単位以上取得および修士研究(修士論文又は修士設計)の提出					1学年の学期区分	2学期		
					1学期の授業期間	15週		
					1时限の授業時間	90分		

授業科目の概要

(建築学研究科建築学専攻)

科目区分	授業科目の名称	講義等の内容
芸術科目	インテリアデザイン特論	居住空間の主要なインテリア・エレメントである家具は、人間の身体を支えて活動を支援する、空間を仕切る、演出するなどの機能を持つ。本科目では、インテリアエレメントの中でも、人の身体に直接触れて使用する椅子を中心に、家具の歴史的な変遷、家具の種類と性能、家具の企画・エスキス・設計・製作に至るデザインプロセスについて学ぶ。
	工芸とデザイン	日本の近代における工芸とデザイン概念の成立と展開について解説する。明治以降の博覧会、美術・図案・デザイン団体など、具体的な事例、作品や作家・デザイナーなどを紹介を交えて関連を把握する。これらを踏まえたうえで、現代まで続く工芸と新たな領域としてのデザインについて概観する。
	美術工芸特論	日本の「近代」という時代を対象として、その過程のなかで形成された「美術」「工芸」といった領域とその展開について解説する。明治以降の博覧会、美術・図案・デザイン団体など、具体的な事例、作品や作家・デザイナーなどを紹介を交えて関連を把握する。これらを踏まえたうえで、現代まで続く工芸と新たな領域としてのデザインについて概観する。
	都市環境と芸術	我々が生活する都市は、ハードウェア面だけでなくソフトウェア面も含め、様々な要素によって構成されている。都市がいかにして今日の姿を形成するに至ったのかを読み解くことは、よりよい都市環境を実現する方法を探る上で不可欠である。本講義では、都市デザインがなぜ生まれたのか、その歴史的変遷や展開、現代における都市デザインの役割などについて学び、都市をいかにデザインするか、その手法を提案するための基礎的な知識を身につけることをめざす。講義では、事例を通じて都市デザインの目的、メカニズム、担い手、具体的デザイン手法を解説する。

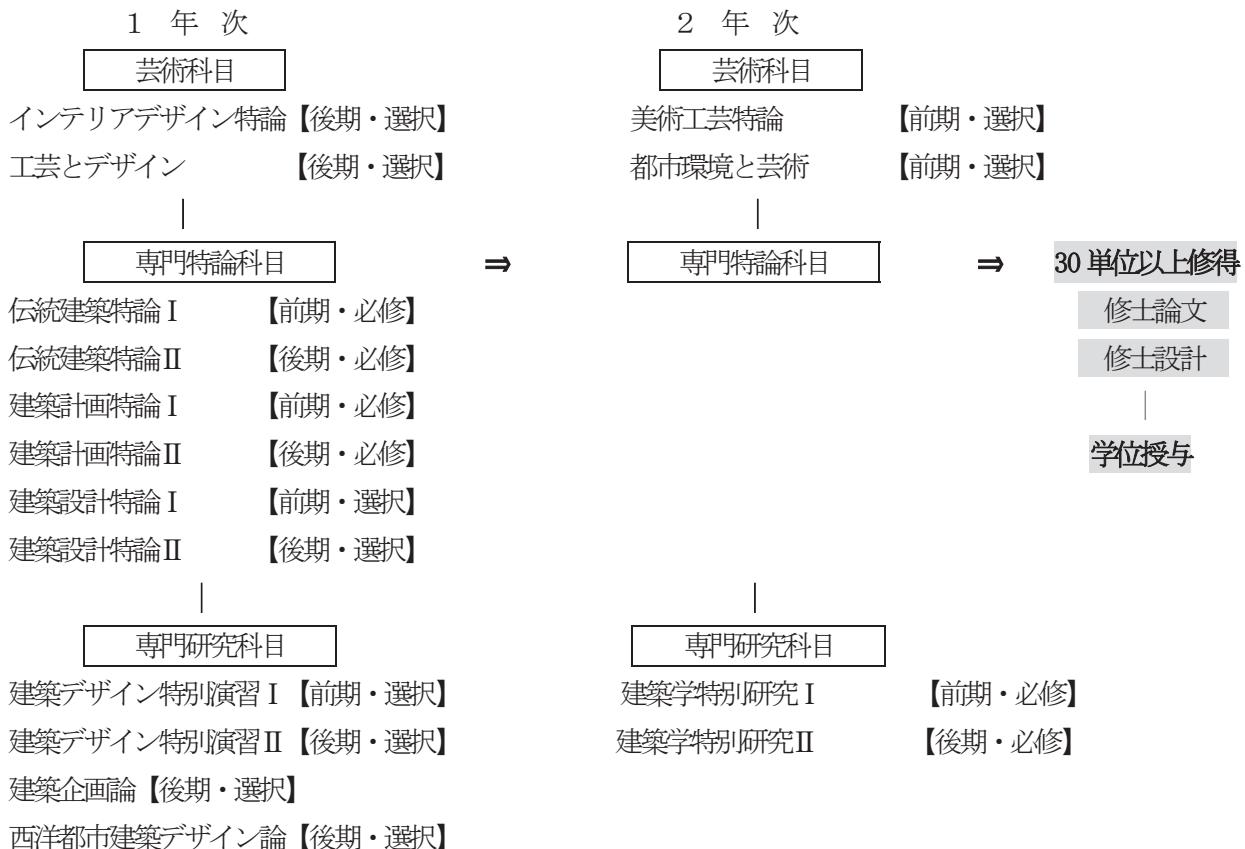
授業科目の概要

(建築学研究科建築学専攻)

科目区分	授業科目の名称	講義等の内容
専門特論科目	伝統建築特論Ⅰ	建築設計の必要とされる素養のひとつである日本の社寺建築の様式を中心に取り上げ、古代から近代にかけての代表的な様式の変遷やその代表的遺構の紹介とその特徴を述べ、さらには工法、素材、意匠的特徴などに関する知識を習得するのを基本とする。建築を様々な面（思想、価値観、社会制度、工法、材料、施工等）から捉えて、伝統建築における高度な理論の構築を目指す。
	伝統建築特論Ⅱ	京町家や細街区（路地）の保全・継承・再生の意義を概説するとともに、京町家などの伝統的建築が残る生活空間の現代的再編・再生を目的としたまちづくり（コミュニティデザイン）に関する知識の習得と高度な理論の構築を目指す。授業時間内にフィールドワークおよび発表を行う。
	建築計画特論Ⅰ	現代社会における多様なニーズに対応する建築計画における高度な知識と技術の修得を目的とする。伝統建築と現代建築の共存・融合を考慮して、各種建築物における計画・構造・設備の総合的観点および実践的観点から、建築計画および設計の可能性を探る。
	建築計画特論Ⅱ	建築計画学の基礎的概念や現代的課題について概説するとともに、人間居住についての多面的考察をふまえ、様々なレベルでの建築・居住空間の構成原理を示し、併せて、建築・居住空間の現代的再編・再生を目的とした建築・住居の計画、設計、整備、運営などに関わる学理と実践について具体的に講述する。
	建築設計特論Ⅰ	建築作品の創造という動機と現実の建築設計との関連性を探る。具体的には、課題解決型の設計プロセスから課題発見解決策提案型の設計プロセスについて解説する。また今日の建築に大きな影響を及ぼした近現代の建築家の思想と作品を通じて、建築設計の理念や手法が社会的資産としてどのように展開しているかを概観する。
	建築設計特論Ⅱ	建築作品の創造という動機と現実の建築設計との関連性を探る。具体的には、前半は、建築設計の実務の流れに沿って基本計画、基本設計、実施設計等を具体的なプロジェクトをもとに解説する。後半は、いくつかの今日的な建築事例をとりあげ、そこに含まれる課題について考察を行う。（授業内での議論、見学、レポート提出も想定）
専門研究科目	建築デザイン特別演習Ⅰ	建築の課題を通して、設計条件分析や発想・概念のまとめ方、機能や空間の構成法、形態化、外部空間、地区、地域、都市空間へと延長した課題解決のためのデザイン力について、より高度な知識とデザイン力を養う。建築設計は基準法で集団規定と単体規定から規定されていることからも分かるように、内発する思考だけではなく周辺環境における位置づけも明確にする必要がある。そうした観点も念頭に据えて建築の持つ創意的な視界について思考を深めていく。（本演習は大学院所属の全教員が各々課題を提示して選択する方式とする）
	建築デザイン特別演習Ⅱ	都市・地域の課題を通して、設計条件分析や発想・概念のまとめ方、機能や空間の構成法、形態化、外部空間、地区、地域、都市空間へと延長した課題解決のためのデザイン力について、より高度な知識とデザイン力を養う。本演習は大学院所属の教員が各々課題を提示して選択する方式とする。
	建築企画論	これからの「建築」は、社会の中で多くの人の多様なニーズに応えながらも、安全・安心、健康、利便、快適など、生活との関わりの中で社会システムとしていかに機能するかが問われている。社会システムは建築だけで構成されているわけではないが、これまでの「建築」の果たした文化と社会への影響、これからの中社会動向を踏まえた人間と環境のあり方の提案など、「建築」に期待される社会との関わりについて多角的に理解し、その本質を追求する能力を養う。
	西洋都市建築デザイン論	ヨーロッパを中心に様々な時代の都市と建築を例に取り、両者の関係性について論考する。都市の変遷と建築の関係性を捉え、歴史的都市における近代現代建築のあり方や近代の都市計画と建築について論考を深める。異なる時代の建築と都市について横断的に認識を深め、伝統建築と現代建築の共存・融合のデザイン、異なる時代の建築による都市のデザインについて論じる。
	建築学特別研究Ⅰ	各自の研究テーマに沿って、修士研究（修士論文または修士設計）を行い、それに対して担当指導教員および建築家教員が適宜指導を行う。各自の進捗を把握するために中間発表会を適宜行い、教員および学生間で意見交換や助言を受けることで、テーマや表現の発展ができるように修士制作や論文の完成を目指す。
	建築学特別研究Ⅱ	各自の研究テーマに沿って、より高度なレベルで、修士研究（修士論文または修士設計）を行い、それに対して担当指導教員が適宜指導を行う。各自の進捗を把握するために中間発表会を適宜行い、教員および学生間で意見交換や助言を受けることで、テーマや表現の発展ができるように修士制作や論文の完成を目指す。

建築学研究科建築学専攻履修モデル

【建築学研究科建築学専攻】



《シラバス 目次》

- 1 インテリアデザイン特論
- 2 工芸とデザイン
- 3 美術工芸特論
- 4 都市環境と芸術
- 5 伝統建築特論 I
- 6 伝統建築特論 II
- 7 建築計画特論 I
- 8 建築計画特論 II
- 9 建築設計特論 I
- 10 建築設計特論 II
- 11 建築デザイン特別演習 I
- 12 建築デザイン特別演習 II
- 13 建築企画論
- 14 西洋都市建築デザイン論
- 15 建築学特別研究 I
- 16 建築学特別研究 II

科目名	インテリアデザイン特論	配当年次	1年次
科目英語名	Theory of Interior Design , Adv.	科目区分	芸術科目
科目コード	—	履修コード	—
必修選択区分	選択	単位数	2単位
授業形態	講義	開講期	後期
担当教員	新海 俊一(教授)		
授業概要	<p>居住空間の主要なインテリア・エレメントである家具は、人間の身体を支えて活動を支援する、空間を仕切る、演出するなどの機能を持つ。</p> <p>本科目では、インテリアエレメントの中でも、人の身体に直接触れて使用する椅子を中心に、家具の歴史的な変遷、社会制度と関わる家具の文化的な意味、家具の種類と性能、家具の企画・エスキス・設計・製作に至るデザインプロセス、家具の製作材料と工作技術、CAD, CG、3Dプリンタなどのデジタルファブリケーションツールを用いた最新の家具デザインと制作などについて学ぶ。</p>		
到達目標	<p>1) 家具の種類と機能を理解できるようになる。</p> <p>2) 実務におけるイスのデザインと製造技術について理解できるようになる。</p> <p>3) イスのデザインにおける人間工学的アプローチについて理解できるようになる。</p> <p>4) 世界の名作家具についての知識を活用できるようになる。</p> <p>この科目はDPM-1に該当する。</p>		
授業計画 授業内容	<p>全15回</p> <p>第1回 インテリアエレメント、家具とは？</p> <p>第2回 家具の分類</p> <p>第3回 家具の用途</p> <p>第4回 家具の形態</p> <p>第5回 家具の構造1（フレームとクッション）</p> <p>第6回 家具の構造2（張地と天板）</p> <p>第7回 家具の素材</p> <p>第8回 住環境と家具の歴史1（古代～近世）</p> <p>第9回 住環境と家具の歴史2（近代～現代）</p> <p>第10回 家具のデザインイメージ</p> <p>第11回 家具のデザインプロセス</p> <p>第12回 家具の設計・製作</p> <p>第13回 人間工学と家具</p> <p>第14回 イスと机の人間工学</p> <p>第15回 ディスカッション</p> <p>ただし、講義の進捗により、スケジュールを変更することがある。</p>		
教科書	適宜資料を配布する。		
参考書 参考資料	<p>1) アガタ・トロマノフ 著、中村雅子 訳：「名建築と名作椅子の教科書」株式会社エクスナレッジ、2019</p> <p>2) 小宮容一 著「図解インテリア構成材－選び方・使い方－（改訂2版）」オーム社、2002</p>		
予習・復習指導	<p>1回（1コマ）の講義について、4時間の予習・復習をする。予習復習時間には、家具作品および作家に関する文献研究の他、家具店などでの作品調査などに要する時間も含む。</p> <p>(特記事項) 特になし</p>		
関連科目	建築デザイン特別演習Ⅰ・Ⅱ		
履修上の注意	授業で紹介できる作品の数は限られている。各自で積極的に各種書籍による文献研究や、家具店や工房の訪問などによる調査を行い、多くの家具との出会いを通じて、「生活を支える道具」としての家具のあり方を考究する。		
成績評価	受講姿勢（40%）、学期末レポートの内容（60%）を総合して評価する。		

科目名	工芸とデザイン	配当年次	1年次																														
科目英語名	Applied Arts and Design	科目区分	芸術科目																														
科目コード	—	履修コード	—																														
必修選択区分	選択	単位数	2単位																														
授業形態	講義	開講期	後期																														
担当教員	岡 達也（准教授）																																
授業概要	<p>本講義は、おもに近代における日本国内のデザインに関する動向を対象とする。こんにちの日本におけるデザインを把握するうえで必要となる、近代になって成立した「デザイン」とそれに関連する「美術」「工芸」などの概念の成立と展開について解説する。また、明治以降に開催された国内外のおもな博覧会および展覧会、美術・図案・デザインに関する団体、教育機関、作品や作家・デザイナーなどの具体的な事例を紹介する。それらを踏まえたうえで相互関係を整理し、現代まで続く美術、工芸とデザインについて理解する。</p>																																
到達目標	<p>近代日本における工芸とデザインの動向を学び、現代に続くものとして考え、研究・制作に活用できることになること。 この科目はDPM-2に該当する。</p>																																
授業計画 授業内容	<p>全15回</p> <table> <tr><td>第1回</td><td>ガイダンス</td></tr> <tr><td>第2回</td><td>美術・工芸概念の成立①</td></tr> <tr><td>第3回</td><td>美術・工芸概念の成立②</td></tr> <tr><td>第4回</td><td>美術・工芸概念の成立③</td></tr> <tr><td>第5回</td><td>万博と海外のデザイン</td></tr> <tr><td>第6回</td><td>「美術」「工芸」と教育 ①</td></tr> <tr><td>第7回</td><td>「美術」「工芸」と教育 ②</td></tr> <tr><td>第8回</td><td>「美術」「工芸」と教育③</td></tr> <tr><td>第9回</td><td>図案家と図案団体</td></tr> <tr><td>第10回</td><td>図案集というメディア</td></tr> <tr><td>第11回</td><td>官展と工芸</td></tr> <tr><td>第12回</td><td>都市化と工芸・デザイン</td></tr> <tr><td>第13回</td><td>商業美術と戦前のグラフィックデザイン</td></tr> <tr><td>第14回</td><td>デザイン以降の工芸</td></tr> <tr><td>第15回</td><td>総括</td></tr> </table>			第1回	ガイダンス	第2回	美術・工芸概念の成立①	第3回	美術・工芸概念の成立②	第4回	美術・工芸概念の成立③	第5回	万博と海外のデザイン	第6回	「美術」「工芸」と教育 ①	第7回	「美術」「工芸」と教育 ②	第8回	「美術」「工芸」と教育③	第9回	図案家と図案団体	第10回	図案集というメディア	第11回	官展と工芸	第12回	都市化と工芸・デザイン	第13回	商業美術と戦前のグラフィックデザイン	第14回	デザイン以降の工芸	第15回	総括
第1回	ガイダンス																																
第2回	美術・工芸概念の成立①																																
第3回	美術・工芸概念の成立②																																
第4回	美術・工芸概念の成立③																																
第5回	万博と海外のデザイン																																
第6回	「美術」「工芸」と教育 ①																																
第7回	「美術」「工芸」と教育 ②																																
第8回	「美術」「工芸」と教育③																																
第9回	図案家と図案団体																																
第10回	図案集というメディア																																
第11回	官展と工芸																																
第12回	都市化と工芸・デザイン																																
第13回	商業美術と戦前のグラフィックデザイン																																
第14回	デザイン以降の工芸																																
第15回	総括																																
教科書	特になし。適宜資料を配布する。																																
参考書 参考資料	<ul style="list-style-type: none"> 竹原あき子／森山明子 監修『カラー版 日本デザイン史』美術出版社、2003年 森仁史『シリーズ近代美術のゆくえ 日本〈工芸〉の近代 シリーズ近代美術のゆくえ』吉川弘文館、2009年 並木誠士 編集『京都近代美術工芸のネットワーク』思文閣出版、2017年 																																
予習・復習指導	<p>一講義（1コマ）に対して4.5時間の予習復習をすること。</p> <p>(特記事項)</p> <p>特になし</p>																																
関連科目	美術工芸特論																																
履修上の注意	参考文献等で展覧会、作品、作家などの相互関係を理解しておくこと。																																
成績評価	授業態度及び期末レポートによって総合的に評価する。																																

科目名	美術工芸特論	配当年次	2年次
科目英語名	Theory of Art and Craft , Adv.	科目区分	芸術科目
科目コード	—	履修コード	—
必修選択区分	選択	単位数	2単位
授業形態	講義	開講期	前期
担当教員	岡 達也（准教授）		
授業概要	<p>日本の「工芸」を取り巻く状況は、これまで複雑に変化してきており、現在でも「工芸」「美術工芸」「工芸美術」「伝統工芸」など、さまざまな分類で呼称されている。本講義では、おもに日本の「近代」という時代を対象とし、明治以降に形成されてきた「美術」「工芸」などの領域、概念とその展開について、制度、教育、制作、鑑賞などの側面から解説する。それらの具体的な動向として、博覧会、展覧会、教育機関、美術・工芸・図案・デザイン団体に関する事例、制作者である作家・デザイナーなどを取り上げて相互の関連を把握し、これらを踏まえたうえで現代における美術、工芸の位置付けについて概観する。</p>		
到達目標	<p>「美術工芸」とその周囲にある領域の基礎概念とその形成過程について理解を深める。 この科目は、DPM-3に該当する。</p>		
授業計画 授業内容	<p>全15回</p> <p>第1回 ガイダンス 第2回 「美術」と「工芸」の概念形成 1 第3回 「美術」と「工芸」の概念形成 2 第4回 工芸と博覧会 1 第5回 工芸と博覧会 2 第6回 「美術」「工芸」と博物館 1 第7回 「美術」「工芸」と博物館 2 第8回 「美術」「工芸」と教育 1 第9回 「美術」「工芸」と教育2 第10回 工芸と伝統 1 第11回 工芸と伝統 2 第12回 工芸と民芸 第13回 工芸と現代 1 第14回 工芸と現代 2 第15回 総括</p>		
教科書	特になし		
参考書 参考資料	<p>北澤憲昭『眼の神殿「美術」受容史ノート』1989年、美術出版社（2010年、ブリュッケ） 佐藤道信『明治国家と近代美術』1999年、吉川弘文堂</p>		
予習・復習指導	<p>一講義（1コマ）に対して4.5時間の予習復習をすること。 予習：次回講義のテーマに関する配布文献資料を読んでおくこと。 復習：講義内容を整理しておくこと。</p> <p>(特記事項) 特になし</p>		
関連科目	工芸とデザイン		
履修上の注意			
成績評価	授業態度、期末レポートによって総合的に評価する。		

科目名	都市環境と芸術	配当年次	2年次
科目英語名	Urban Environment and Art	科目区分	芸術科目
科目コード	—	履修コード	—
必修選択区分	選択	単位数	2単位
授業形態	講義	開講期	前期
担当教員	新海 俊一（教授）		
授業概要	<p>我々が生活する都市は、ハードウェア面だけでなくソフトウェア面も含め、様々な要素によって構成されている。都市がいかにして今日の姿を形成するに至ったのかを読み解くことは、よりよい都市環境を実現する方法を探る上で不可欠である。</p> <p>本講義では、都市デザインがなぜ生まれたのか、その歴史的変遷や展開、現代における都市デザインの役割などについて学び、都市をいかにデザインするか、その手法を提案するための基礎的な知識を身につけることをめざす。</p> <p>講義では、事例を通じて都市デザインの目的、メカニズム、担い手、具体的デザイン手法を解説する。</p>		
到達目標	<p>1) 都市生活と都市環境の関係を理解する。 2) 都市デザインの意義、役割を理解する。 3) 都市デザインの手法を理解する。</p> <p>この科目はDPM-1に該当する。</p>		
授業計画 授業内容	<p>全15回</p> <p>第1回 オリエンテーション 第2回 日本の都市計画と行政システム 第3回 都市デザインとは-1都市デザインの定義 第4回 都市デザインとは-2都市デザインの歴史 第5回 都市デザイン手法-1都市を読む 第6回 都市デザイン手法-2空間情報 第7回 都市デザイン手法-3空間の構想 第8回 都市デザイン手法-4街並みの設計 第9回 都市デザイン手法-5ウォーターフロントの設計 第10回 都市デザイン手法-6都市デザインの制度とマネジメント 第11回 都市デザイン手法-7市民参加のまちづくり 第12回 都市デザインの実践-1都市のストック活用 第13回 都市デザインの実践-2都市の交通空間 第14回 都市デザインの実践-3都市の再生 第15回 総括</p> <p>ただし、授業の進捗によりスケジュールを変更することがある。</p>		
教科書	<p>【指定教科書】（履修者は必ず購入すること） 前田英寿 他著：「アーバンデザイン講座」，彰国社，2018</p>		
参考書 参考資料	<p>1) 土屋和男 著：「都市デザインの系譜」，鹿島出版会，1996 2) 馬場璋造 著：「日本の建築スクール」，王国社，2002</p>		
予習・復習指導	<p>1回（1コマ）の講義について、4時間の予習・復習をする。 予習・復習時間には、都市デザインの取り組み事例に関する文献研究の他、現地調査などに要する時間も含む。</p> <p>（特記事項） 特になし</p>		
関連科目	建築デザイン特別演習Ⅰ・Ⅱ		
履修上の注意	講義で紹介できる事例は限られている。講義の中で紹介した事例や参考文献をもとに、各自で積極的に関連事例に関する文献研究や現地調査を行い、現代の都市環境や都市デザインについて考究する。また、建築家による建築論・都市論についても分担して調査・報告を行う。		
成績評価	受講姿勢（40%）と学期末レポートの内容（60%）を総合して評価する。		

科目名	伝統建築特論 I	配当年次	1年次
科目英語名	Theory of Traditional Architecture I, Adv.	科目区分	専門特論科目
科目コード	—	履修コード	—
必修選択区分	必修	単位数	2単位
授業形態	講義	開講期	前期
担当教員	大上 直樹（特任教授）、中西 大輔（講師）		
授業概要	建築設計の必要とされる素養のひとつである歴史的建造物とりわけ日本の社寺建築の様式を中心に取り上げ、古代から近代にかけての代表的な様式の変遷やその代表的構造の紹介とその特徴を述べ、さらには工法、素材、意匠的特徴などに関する知識を習得するのを基本とする。建築史も歴史学の一環であるため、政治、経済、社会、文化などあらゆる分野と関連して考える必要があり、建築を様々な面（思想、価値観、社会制度、工法、材料、施工等）から捉えて、伝統建築における高度な理論の構築を目指す。		
到達目標	我が国の各時代の伝統建築の特徴の要点について、実例を通して、それらを成立させた文化的、社会的及び技術史的背景を把握することで、伝統的建築の普遍性と変化の原理を理解するとともに、我が国の伝統文化財の本質を読み解く能力を養う。この科目は、DPM-1、DPM-3に該当する。		
授業計画 授業内容	全15回 第1回 講義概要・履修指導 伝統建築の基礎① 時代区分 建築種別 構造 度量衡 第2回 伝統建築の基礎② 古図面と歴史資料 第3回 伝統建築の材料と構法① 木材と木工事 第4回 伝統建築の材料と構法② 瓦 檜皮・柿 茅 第5回 伝統建築の歴史① 古代 寺院建築 第6回 伝統建築の歴史② 中世1 寺院建築 第7回 伝統建築の歴史③ 中世2 神社建築 第8回 伝統建築の歴史④ 近世 寺院と神社建 第9回 伝統建築の技術① 木割術 第10回 伝統建築の技術② 規矩術 第11回 伝統建築の設計技法① 平面図の決定法とその他の建物の相互関係 第12回 伝統建築の設計技法② 断面の決定法 第13回 伝統建築の文化財指定と調査 文化財指定と文化財行政 第14回 伝統建築の保存修理 文化財建造物の保存修理事業の歴史と課題 第15回 まとめと講評 総括と今後に向けての課題		
教科書	適宜資料を配布する。		
参考書 参考資料	文化財講座 日本の建築 1～5（第一法規） 文化財建造物修理工事報告書 日本建築史図録		
予習・復習指導	1コマに対し4.5時間の事前学習をすること。 (特記事項) 特になし		
関連科目			
履修上の注意	日頃から、伝統文化全般に関心を持つことが望ましい。		
成績評価	レポート（30点）、定期試験（70点）の合計で評価する。 60点以上を合格とする。		

科目名	伝統建築特論Ⅱ	配当年次	1年次
科目英語名	Theory of Traditional Architecture Ⅱ, Adv.	科目区分	専門特論科目
科目コード	—	履修コード	—
必修選択区分	必修	単位数	2単位
授業形態	講義	開講期	後期
担当教員	森重 幸子（教授）・高田 光雄（教授）		
授業概要	<p>人口減少社会において、既成市街地のストックをベースとした建築・住まい・まちづくりが求められている。歴史都市においては現行の近代的な法律や社会制度と歴史的市街地の建築ストックとの間の矛盾がしばしば存在する。一方で、その都市ならではの歴史的な環境を保全継承することの重要性もますます高まっている。</p> <p>本授業では、京都の歴史的市街地の特徴的存在である京町家および細街路（路地）の保全・継承・再生の意義を概説するとともに、京町家などの伝統的建築が残る生活空間の現代的再編・再生を目的としたまちづくり（コミュニティデザイン）に関する知識の習得と高度な理論の構築を目指す。授業時間内にフィールドワークおよび発表を行う。</p>		
到達目標	<p>京都の歴史的市街地の特徴的な存在である京町家および細街路（路地）が現在おかれており、社会的状況に関する知識を習得し、それらの保全・継承・再生のための実践的能力を養う。</p> <p>この科目は、DPM-1、DPM-3に該当する。</p>		
授業計画 授業内容	<p>全15回</p> <p>第1回 講義概要・履修指導</p> <p>第2回 京町家と社会（1）：京町家と生活文化</p> <p>第3回 京町家と社会（2）：町家に対する京都の政策の変遷</p> <p>第4回 京町家と社会（3）：木造をめぐる法制度の変遷</p> <p>第5回 京町家と社会（4）：個別事例にみる町家の継承の形</p> <p>第6回 フィールドワーク</p> <p>第7回 細街路概論</p> <p>第8回 フィールドワーク</p> <p>第9回 フィールドワーク</p> <p>第10回 細街路の現状（1）：京都の細街路に関する調査結果</p> <p>第11回 細街路の現状（2）：細街路をめぐる法制度の変遷</p> <p>第12回 細街路の現状（3）：細街路における現代の生活</p> <p>第13回 ワークショップ：路地まちづくりに関する調査</p> <p>第14回 演習</p> <p>第15回 まとめとディスカッション、講評</p>		
教科書	適宜資料を配布する。		
参考書 参考資料	<p>京都市発行『京都市京町家保全・継承推進計画』</p> <p>京都市発行『路地保全・再生デザインガイドブック』</p> <p>西村幸夫『路地からのまちづくり』学芸出版社</p> <p>鳴海邦穂『都市の自由空間一街路から広がるまちづくり』学芸出版社</p>		
予習・復習指導	<p>1コマに対し4.5時間の事前学習をすること。受講に当たっては、事前に通知・配布する関連資料やホームページ上の資料を学習しておくこと。具体的には、京都市ホームページ「京町家情報館」において公開されている「京町家の保全・再生」および「密集市街地対策」のサイト等が該当する。</p> <p>(特記事項)</p> <p>特になし</p>		
関連科目			
履修上の注意	普段から市街地の状況に注意を払い、社会状況にも興味関心を持つこと。 フィールドワークや発表は特に欠席しないよう注意すること。		
成績評価	受講態度（10点満点）、フィールドワークおよび演習の成果物（30点満点）、定期試験（レポート形式）（60点満点）を100点満点で評価し、その合計が60点以上を合格とする。		

科目名	建築計画特論 I	配当年次	1年次
科目英語名	Theory of Architectural Planning I, Adv.	科目区分	専門特論科目
科目コード	—	履修コード	—
必修選択区分	必修	単位数	2単位
授業形態	講義	開講期	前期
担当教員	井上 晋一（教授）		
授業概要	現代社会における多様なニーズに対応する建築計画における高度な知識と技術の修得を目的とする。伝統建築と現代建築の共存・融合を考慮して、各種建築物における計画・構造・設備の総合的観点および実践的観点から、建築計画および設計の可能性を探る。講義で教授した内容を踏まえ各自が選定した事例を基に調査分析を行い、教員及び学生間で意見交換や助言を受けることで、高度な建築計画の能力を養う。		
到達目標	建築家として必要な構造的・設備的知識を含めた計画的知識を習得する。 伝統建築と現代建築の共存・融合に関する知識を習得する。 この科目はDPM-1、DPM-2に該当する。		
授業計画 授業内容	<p>全15回</p> <p>第1回 講義概要・履修指導</p> <p>第2回 伝統建築と現代建築の共存・融合の可能性</p> <p>第3回 住宅・居住空間（1）</p> <p>第4回 住宅・居住空間（2）</p> <p>第5回 教育施設（1）</p> <p>第6回 教育施設（2）</p> <p>第7回 文化施設（1）</p> <p>第8回 文化施設（2）</p> <p>第9回 医療・福祉施設（1）</p> <p>第10回 医療・福祉施設（2）</p> <p>第11回 観光・宿泊施設（1）</p> <p>第12回 観光・宿泊施設（2）</p> <p>第13回 建築のリノベーション（1）</p> <p>第14回 建築のリノベーション（2）</p> <p>第15回 まとめ</p>		
教科書	適宜資料を配布する。		
参考書 参考資料	『第3版コンパクト建築設計資料集成』（丸善） 『現代建築学 建築計画2』（鹿島出版会）		
予習・復習指導	<p>一講義（1コマ）に対して4.5時間の予習復習をすること。</p> <p>（特記事項）</p> <p>特になし</p>		
関連科目	建築計画特論II、伝統建築特論I・II、建築設計特論I・II、建築デザイン特別演習I・II		
履修上の注意	特になし		
成績評価	授業態度（積極性）（30点満点）、レポート（70点満点）を100点満点で評価し、その合計が60点以上を合格とする。		

科目名	建築計画特論Ⅱ	配当年次	1年次
科目英語名	Theory of Architectural Planning II, Adv.	科目区分	専門特論科目
科目コード	—	履修コード	—
必修選択区分	必修	単位数	2単位
授業形態	講義	開講期	後期
担当教員	高田 光雄（教授）		
授業概要	住居はあらゆる建築の原点である。本講義では、建築計画学の基礎的概念や現代的課題について概説するとともに、人間居住についての多面的考察をふまえ、様々なレベルでの建築・居住空間の構成原理を示し、併せて、建築・居住空間の現代的再編・再生を目的とした建築・住居の計画、設計、整備、運営などに関わる学理と実践について具体的に講述する。さらに、学習内容に自らの問題意識を重ねて研究発表を行い、受講生相互の意見交換を行う。		
到達目標	建築計画学の基礎概念や現代的課題について理解する。また、それらをふまえて、建築・居住空間の現代的再編・再生を目的とした、建築・住居の計画、設計、整備、運営のあり方や方法に関する基礎的知識と技術を習得する。(建築の設計・計画的側面の理解能力の獲得)さらに、受講生各自の問題意識と学習内容を重ねた研究発表能力の体験的習得を目指す。 この科目は、DPM-1、DPM-2に該当する。		
授業計画 授業内容	<p>全15回</p> <p>第1回 住まい・まちづくりの実践的研究 第2回 建築計画学・住居計画学とは 第3回 第二次世界大戦後のわが国の住まい 第4回 近代建築の失敗に学ぶ 第5回 空間の機能：住むための機械 第6回 空間の組織化 第7回 中間まとめ 第8回 公共性・社会性と建築計画・住居計画 第9回 地域性・場所性と建築計画・住居計画 第10回 多様性・適合性と建築計画・住居計画 第11回 少子高齢社会と建築計画・住居計画 第12回 地球環境問題と建築計画・住居計画 第13回 受講生発表と講評1 第14回 受講生発表と講評2 第15回 補講および講義まとめ</p>		
教科書	適宜資料を配布する。		
参考書 参考資料	講義において紹介する。		
予習・復習指導	一講義（1コマ）に対して4.5時間の予習復習をすること。 (特記事項) 特になし		
関連科目	建築計画特論Ⅰ、伝統建築特論Ⅰ・Ⅱ、建築設計特論Ⅰ・Ⅱ、建築デザイン特別演習Ⅰ・Ⅱ		
履修上の注意	特になし		
成績評価	研究発表（30点満点）、期末レポート（70点満点）を100点満点で評価し、その合計が60点以上を合格とする。		

科目名	建築設計特論 I	配当年次	1年次
科目英語名	Theory of Architectural Design I , Adv.	科目区分	専門特論科目
科目コード	—	履修コード	—
必修選択区分	選択	単位数	2単位
授業形態	講義	開講期	前期
担当教員	山内 貴博 (教授)		
授業概要	<p>変化する社会にしなやかに適合すると共に、高度な専門知識と豊かな教養を發揮し、現実の課題を解決していく実践力を身に付けるための知識、技術・技能を理論的に理解することを到達目標とする。前半は主に建築空間を内部空間だけではなく外部空間から捉えながら、特に歴史的な視点に基づいて講義を展開する。後半は前半の内容を理解したうえで、現代の課題や未来のありようを見据えながら思考を深化させる。講義はスライドを使用して行い、グーグルクラスルームを利用して配布資料や案内など受講生とのやり取りを行う。</p>		
到達目標	<p>建築作品の創造という動機と現実の建築設計との関連性を探る。具体的には、課題解決型の設計プロセスから課題発見解決策提案型の設計プロセスについて解説する。また今日の建築に大きな影響を及ぼした近現代の建築家の思想と作品を通じて、建築設計の理念や手法が社会的資産としてどのように展開しているかを概観する。</p> <p>この科目は、DPM-1、DPM-2に該当する。</p>		
授業計画 授業内容	<p>全15回</p> <p>第1回 講義概要・履修指導 第2回 建築設計（デザイン）について 第3回 テーマ設定 第4回 コンセプト 第5回 ダイアグラム 第6回 建築デザイン 第7回 中間総括 第8回 レポート発表 第9回 近現代建築思想史と著名な建築について概観 第10回 プレモダン・モダニズム 第11回 ハイモダン・レイトモダン 第12回 ポストモダン・ネオモダン 第13回 批評的地域主義 第14回 クリティカル・メイキング 第15回 総括</p> <p>※学習への理解、到達状況に応じて、適宜授業内容を調整・変更する場合がある。</p>		
教科書	適宜資料を配布する。		
参考書 参考資料	テキスト建築意匠 平尾和洋、末包信吾他著 学芸出版社 環境デザインの歴史展望 稲次敏郎著 山海堂		
予習・復習指導	<p>一講義（1コマ）に対して4.5時間の予習復習をすること。</p> <p>(特記事項) 特になし</p>		
関連科目	建築計画特論 I・II、建築設計特論 II、建築デザイン特別演習 I・II、建築学特別研究 I・II		
履修上の注意	現代的問題・課題を図書・書籍、ニュース、新聞等から日々情報を得て、自らの課題として認識、意識していることが重要である。（「認識力」）また、豊かな生活実現、都市環境のあり方などに興味をもち、いろいろな場面、機会などを捉え、豊かな生活実現と都市・街などのあり方、情景などについて日々発見する心掛けが重要である。（「観察力」+「構想力」）		
成績評価	授業への取り組み（30点満点）期末レポート（70点満点）を100点満点で評価し、その合計が60点以上を合格とする。		

科目名	建築設計特論Ⅱ	配当年次	1年次
科目英語名	Theory of Architectural Design Ⅱ, Adv.	科目区分	専門特論科目
科目コード	—	履修コード	—
必修選択区分	選択	単位数	2単位
授業形態	講義	開講期	後期
担当教員	人見 将敏（准教授）		
授業概要	建築作品の創造という動機と現実の建築設計との関連性を探る。具体的には、前半は、建築設計の実務の流れに沿って基本計画、基本設計、実施設計等を具体的なプロジェクトをもとに解説する。後半は、いくつかの今日的な建築事例をとりあげ、そこに含まれる課題について考察を行う。（授業内での議論、見学、レポート提出も想定）		
到達目標	学生が自ら問題を見出し、自ら解決策を探求し新しい建築を創造して行けるための実務的な建築に関する「知識」と「技術・技能」および「デザイン力」を論理的に理解することを到達目標とする。 この科目はDPM-1、DPM-2に該当する。		
授業計画 授業内容	<p>全15回</p> <p>第1回 ガイダンス 第2回 建築設計の実務について 第3回 企画業務・基本計画 第4回 基本設計・実施設計 第5回 設計工事監理・工事完成後業務 第6回 中間総括 第7回 レポート発表 第8回 今日的な課題となっている建築について 第9回 今日的課題の分析 第10回 グローバル／ローカル 第11回 リノベーション 第12回 サスティナブル 第13回 マテリアル 第14回 レポート発表 第15回 総括</p> <p>※学習への理解、到達状況に応じて、適宜授業内容を調整・変更する場合がある。□</p>		
教科書	自作プリント		
参考書 参考資料	なし		
予習・復習指導	<p>一講義（1コマ）に対して4.5時間の予習復習をすること。</p> <p>（特記事項） 特になし</p>		
関連科目	建築設計特論Ⅰ、建築計画特論Ⅰ・Ⅱ、建築デザイン特別演習Ⅰ・Ⅱ		
履修上の注意	建築は政治・経済・社会・文化等あらゆる分野と関連しているため、それらの基礎知識を習得し社会の仕組みを理解していること、また、現代的課題を書籍やニュース等から日々情報を得て、自らの課題として認識していることが重要である。さらに、豊かな生活実現、都市環境のあり方に興味をもち、いろいろな場面、機会などを捉え、豊かな生活実現と都市・街のあり方、情景等について日々発見する心掛けが重要である。		
成績評価	「小レポート＋中間・期末レポート」により成績評価を行う。 授業態度（出席も含め30%）も考慮し、最終成績とする。		

科目名	建築デザイン特別演習 I	配当年次	1年次
科目英語名	Seminar of Architectural Design I , Adv.	科目区分	専門研究科目
科目コード	—	履修コード	—
必修選択区分	選択	単位数	6単位
授業形態	演習	開講期	前期
担当教員	山内 貴博（教授）、授業担当教員		
授業概要	建築の課題を通して、設計条件分析や発想・概念のまとめ方、機能や空間の構成法、形態化、外部空間、地区、地域、都市空間へと延長した課題解決のためのデザイン力について、より高度な知識とデザイン力を養う。建築設計は基準法で集団規定と単体規定から規定されていることからも分かるように、内発する思考だけではなく周辺環境における位置づけも明確にする必要がある。そうした観点も念頭に据えて建築の持つ創造的な視界について思考を深めていく。 本演習は大学院所属の教員が各々課題を提示して選択する方式とする。		
到達目標	機能面、構造面、建築構法、環境デザインなどと連動した、高度な設計内容の構築を目標とする（一級建築士資格を有する教員からのアドバイスを受けながらスタディを進める）。 この科目はDPM-1、DPM-2、DPM-3、DPM-4に該当する。		
授業計画 授業内容	全15回 第1回 ガイダンス、課題説明 第2回 与件把握 第3回 課題分析・関連法規分析 第4回 関連事項研究1 第5回 関連事項研究2 第6回 計画案作成1 第7回 計画案作成2 第8回 スタディ模型作成1 第9回 スタディ模型作成2・中間報告 第10回 詳細検討・全体計画1 第11回 詳細検討・全体計画2 第12回 詳細検討・全体計画3 第13回 図面作成1 第14回 図面作成2 第15回 講評 ※教授内容に対する理解・習得状況に応じて、適宜内容を調整・変更する場合がある。		
教科書	資料配布		
参考書 参考資料	演習時間の中で配布		
予習・復習指導	一講義（2コマ）に対して3時間の予習復習をすること。 設計課題と類似する実例（複数）を日頃見学、視察し分析すること。 (特記事項) 特になし		
関連科目	建築計画特論 I・II、建築設計特論 I・II		
履修上の注意	特になし		
成績評価	提出作品の内容を課題設定、課題の解決方法、実験・調査・提案内容、表現（文章・作図）力、プレゼンテーション力の5つの観点から総合的に評価し、100点満点のうち60点以上を合格とする。		

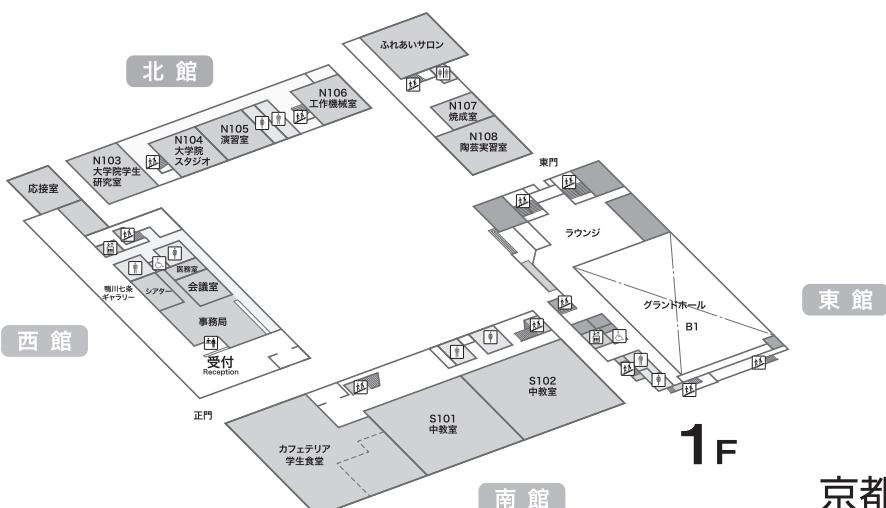
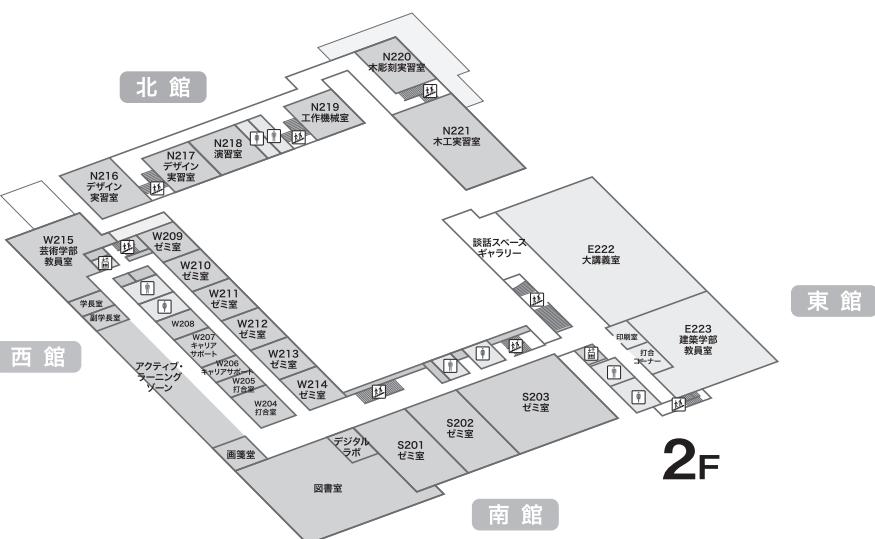
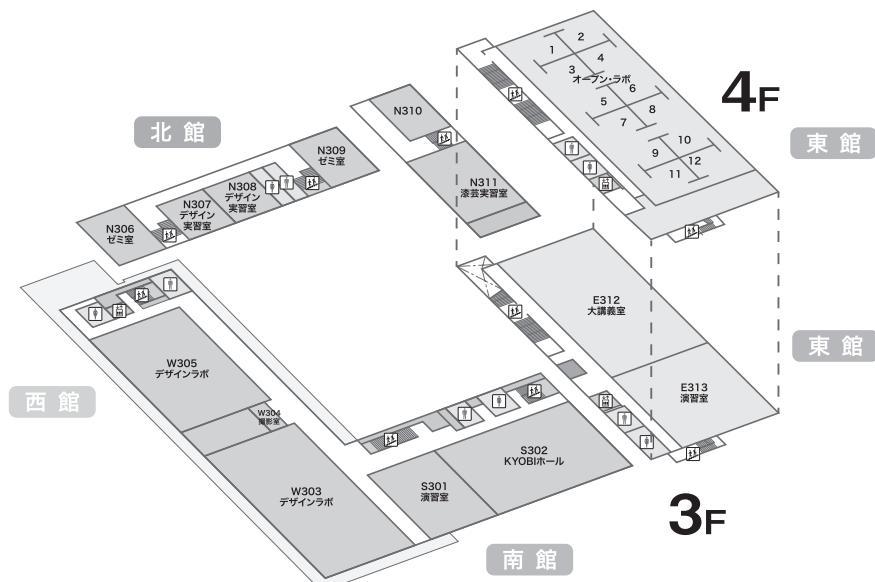
科目名	建築デザイン特別演習Ⅱ	配当年次	1年次
科目英語名	Seminar of Architectural Design II, Adv.	科目区分	専門研究科目
科目コード	—	履修コード	—
必修選択区分	選択	単位数	6単位
授業形態	演習	開講期	後期
担当教員	種村 俊昭（特任教授）、授業担当教員		
授業概要	<p>都市・地域の課題を通して、設計条件分析や発想・概念のまとめ方、機能や空間の構成法、形態化、外部空間、地区、地域、都市空間へと延長した課題解決のためのデザイン力について、より高度な知識とデザイン力を養う。建築設計は基準法で集団規定と単体規定から規定されていることからも分かるように、内発する思考だけではなく周辺環境における位置づけも明確にする必要がある。そうした観点も念頭に据えて建築デザインの持つ創造的な視界について思考を深めていく。</p> <p>本演習は大学院所属の教員が各々課題を提示して選択する方式とする。</p>		
到達目標	<p>都市施設を題材とし、サスティナブル・デザインの視点から、機能面、構造面、エネルギー面における実現性や合理性の模索、デザインを裏付ける客観データの収集、都市環境との適合性などを現地サーベイをベースとしながら、高度な設計内容の構築を目指す。</p> <p>この科目は、DPM-1、DPM-2、DPM-3、DPM-4に該当する。</p>		
授業計画 授業内容	<p>全15回</p> <p>第1回 ガイダンス 第2回 スタディ(与件把握) 第3回 スタディ(与件把握) 第4回 スタディ(与件把握) 第5回 スタディ(与件把握) 第6回 スタディ(デザイン) 第7回 スタディ(デザイン) 第8回 スタディ(デザイン) 第9回 スタディ(デザイン) 第10回 スタディ(詳細検討・全体計画) 第11回 スタディ(詳細検討・全体計画) 第12回 スタディ(詳細検討・全体計画) 第13回 スタディ(プレゼンテーション) 第14回 スタディ(プレゼンテーション) 第15回 最終審査(講評会)</p>		
教科書	特になし		
参考書 参考資料	<p>「都市計画とまちづくりがわかる本」伊藤雅春・小林郁雄・澤田雅浩・野澤千絵・真野洋介・山本俊哉 編著 彰国社</p> <p>演習時間の中で配布</p>		
予習・復習指導	<p>一講義(2コマ)に対して3時間の予習復習をすること。</p> <p>(特記事項)</p> <p>設計課題と類似する実例(複数)を日頃見学、視察し分析すること。</p>		
関連科目	建築企画論、建築計画特論Ⅰ・Ⅱ、建築設計特論Ⅰ・Ⅱ、建築学特別研究Ⅰ・Ⅱ		
履修上の注意	建築は政治・経済・社会・思想・文化などあらゆる分野と関連しているため、それらの基礎知識を習得し、社会の仕組みを理解していること、現代的問題・課題を図書・書籍、ニュース、新聞等から日々情報を得て、自らの課題として認識、意識していることが重要である。また、豊かな生活実現、都市環境のあり方などに興味をもち、色々な場面、機会などを捉え、豊かな生活実現と都市・街などのあり方、情景（風景）などについて日々発見する心掛けが重要である。（観察力+構想力）		
成績評価	提出作品の内容から総合評価を行う。		

科目名	建築企画論	配当年次	1年次
科目英語名	Architectural Programming	科目区分	専門研究科目
科目コード	—	履修コード	—
必修選択区分	選択	単位数	2単位
授業形態	講義	開講期	後期
担当教員	生川 慶一郎（教授）、高田 光雄（教授）		
授業概要	これから「建築」は、社会の中で多くの人の多様なニーズに応えながらも、安全・安心、健康、利便、快適など、生活との関わりの中で社会システムとしていかに機能するかが問われている。社会システムは建築だけで構成されているわけではないが、これまでの「建築」の果たした文化と社会への影響、これから社会動向を踏まえた人間と環境のあり方の提案など、「建築」に期待される社会との関わりについて多角的に理解し、その本質を追求する能力を養う。		
到達目標	「建築企画」に伴う事業主体のあり方に始まり、継続的な協議体制の確立や多様な財源の確保、事業・取り組みの優先順位やその決定プロセスなど、都市が抱える課題の解決に資する知見について学習する。 この科目はDPM-2、DPM-4に該当する。		
授業計画 授業内容	全15回 第1回 講義概要・履修指導 第2回 建築企画の基本問題 第3回 建築企画のプロセス 第4回 建築企画の現代的課題 第5回 建築企画の実践①（安全と文化のアンフェーベン） 第6回 フィールドワーク・演習① 第7回 建築企画の実践②（建築の用途変更と再生） 第8回 フィールドワーク・演習② 第9回 建築企画の実践③（地域まちづくり） 第10回 フィールドワーク・演習③ 第11回 建築企画の実践④（建物の長寿命化） 第12回 フィールドワーク・演習④ 第13回 建築企画の実践⑤（環境への配慮） 第14回 フィールドワーク・演習⑤ 第15回 まとめと講評		
教科書	適宜資料を配布する。		
参考書 参考資料	日本建築学会編：建築企画論-建築のソフトテクノロジー-技報堂出版, 1990. 10 日本建築学会編：マネジメント時代の建築企画, 技報堂出版, 2004. 11 日本建築学会編：建築・まちづくりの夢をカタチにする力 建築企画事例から考える環境のデザイン, 彰国社, 2008. 9		
予習・復習指導	1コマに対し、4.5時間の事前学習をすること。受講にあたっては、事前に通知・配布した関係資料については予習を、授業当日に配布した資料については、適宜復習すること。 (特記事項) 特になし		
関連科目			
履修上の注意	日常的に建築企画全般に関心を持ち、多角的な視点で建築やまちづくりを考究する姿勢が望まれる。また、フィールドワークや研究発表には必ず出席すること。		
成績評価	フィールドワークおよび演習の成果物（30点）、定期試験（レポート形式）（70点）の合計で評価し、60点以上を合格とする。		

科目名	西洋都市建築デザイン論	配当年次	1年次
科目英語名	Theory of urban design and architecture in Europe	科目区分	専門研究科目
科目コード	—	履修コード	—
必修選択区分	選択	単位数	2単位
授業形態	講義	開講期	後期
担当教員	白鳥 洋子（准教授）		
授業概要	ヨーロッパを中心に様々な時代の都市と建築を例に取り、両者の関係性について論考する。世界の素晴らしい建築物は美しい都市とともに存在し、両者は互いに高め合う関係にある。古代では都市計画と建築、中世では有機的な都市景観と建築について論じ、都市の変遷と建築の関係性を捉える。さらに、歴史的都市における近代現代建築のあり方や近代の都市計画と建築について論考を深める。異なる時代の建築と都市について横断的に認識を深め、伝統建築と現代建築の共存・融合のデザイン、異なる時代の建築による都市のデザインについて論じる。		
到達目標	ヨーロッパの現代建築、近代建築の知識を深め、古代から続く建築の集積と都市の積層について理解する。異なる時代の建築に新鮮さを見出し、都市の歴史的な文脈と現在の諸課題を踏まえながら、都市と建築の関係性をデザインの観点から論じる力を身につける。 この科目はDPM-1、DPM-3に該当する。		
授業計画 授業内容	全15回 第1回 ガイダンス 歴史的都市と現代建築（1） 第2回 歴史的都市と現代建築（2） 第3回 フランス近代建築と都市デザイン 第4回 フランスの近代建築の源流と展開 第5回 テーマ発表 第6回 パリの都市の変遷と建築 第7回 小都市の建築群 第8回 古代の都市と建築 第9回 1930年代の建築と都市デザイン 第10回 中間発表 第11回 伝統建築と現代建築の共存・融合 第12回 建築転用の源流 第13回 都市交通と建築 第14回 21世紀の建築 第15回 最終発表会 ＊講義内容は適宜、調整、変更を行うことがある。		
教科書	適宜、資料を配布する。		
参考書 参考資料	適宜、講義で紹介する。		
予習・復習指導	講義（1コマ）に対して2時間の事前学習、2.5時間の復習を行うこと。 事前学習：次回講義の該当テーマについて参考文献を読み、概要を把握しておくこと。 復習：講義を振り返り、参考資料を参照しながら、ノートを整理すること。 (特記事項) 特になし		
関連科目	建築、都市、デザイン、芸術、哲学に関する科目。		
履修上の注意	現在においても過去の時代においても都市は建築の集積であり、両者は人々に営みとその文化を内包する器である。歴史的都市における現代建築のデザインについて考えを深め、伝統と創造について考える契機にしてほしい。		
成績評価	研究発表（40点満点）、期末レポート（60点満点）を100点満点で評価し、その合計が60点以上を合格とする。3分の2以上出席すること。		

科目名	建築学特別研究 I	配当年次	2年次
科目英語名	Research of Architectural Design I, Adv.	科目区分	専門研究科目
科目コード	—	履修コード	—
必修選択区分	必修	単位数	6単位
授業形態	演習	開講期	前期
担当教員	高田 光雄（教授）、研究指導有資格教員		
授業概要	各自の研究テーマに沿って、より高度なレベルで、修士研究（修士論文または修士設計）を行い、それに対して担当指導教員及び副指導教員が適宜指導を行う。各自の進捗を把握するために中間発表会を適宜行い、教員および学生間で意見交換や助言を受けることで、テーマや表現の発展ができるように修士制作や論文の完成を目指す。なお、修士研究の合否判定は、あらかじめ定められた指導教員以外の教員が主査を務め、副査2名との協議により行われる。なお、学位授与の条件となる修士研究の評価の基準等は別に定められ、「履修の手引き」に詳しく表記されている。		
到達目標	取り組むべき研究課題を見出し、仮説の実証に必要な調査・分析を行えること。また、推敲を重ね論文もしくは制作物を構築し、その成果をプレゼンテーションできること。 この科目は、DPM-1、DPM-2、DPM-3、DPM-4に該当する。		
授業計画 授業内容	研究課題・研究計画・研究方法の策定指導、調査・実験等の内容報告と討議、修士研究作成の指導、口頭発表練習等を行う。 全15回 第1回 ガイダンス 研究内容の説明・資料紹介・日程の打合せ 第2回 研究課題の企画1 既出研究資料・学会関係資料の収集と系統的分類 第3回 研究課題の企画2 資料の読み合わせと評価：資料的価値の吟味、内容の妥当性・今後の問題点・拡張の可能性に関する検討 第4回 研究課題の企画3 研究課題に関する主要資料の選択、追加資料の必要性・新たな課題の可能性に関する検討 第5回 研究課題の企画4 研究課題の検討と策定 第6回 研究課題の立案1 研究計画の検討と策定 第7回 研究課題の立案2 研究方法の検討と策定 第8回 研究課題の立案3 調査・実験等の実施 第9回 研究課題の立案4 調査・実験等の実施 第10回 中間報告 中間報告と討議 第11回 研究課題の展開1 調査・実験等の結果に対する収集整理 第12回 研究課題の展開2 調査・実験等の結果に対する収集整理 第13回 研究課題の展開3 追加の調査・実験等の検討 第14回 研究課題の展開4 追加の調査・実験等の実施 第15回 最終報告 最終結果の報告と検討		
教科書	各指導教員の方針や研究段階によって異なる。特に指定する場合や適宜問題に応じて論文や資料を紹介し、読み合わせることもある。		
参考書 参考資料	特に定めないが、自主的な要望に沿って参考資料を紹介する。		
予習・復習指導 (特記事項)	ゼミ指導等に積極的に参加し、幅広い知識と技能の習得に努めること。 特になし		
関連科目	建築学特別研究 II		
履修上の注意	設計実習・調査の成果を踏まえ、指導教員と密度ある議論を重ねながら、学生が主体的に修士研究のまとめを行うこと。		
成績評価	建築学特別研究 I の中間・最終成果品等の内容を、課題設定、課題の解決方法、実験・調査・提案内容、表現（文章・作図）力、プレゼンテーション力の5つの観点から総合的に評価し、100点満点のうち60点以上を合格とする。なお、学位授与の条件となる修士研究の評価の基準等は別に定められ、「履修の手引き」に詳しく表記されている。		

科目名	建築学特別研究Ⅱ	配当年次	2年次
科目英語名	Research of Architectural Design II, Adv.	科目区分	専門研究科目
科目コード	—	履修コード	—
必修選択区分	必修	単位数	6単位
授業形態	演習	開講期	後期
担当教員	高田 光雄（教授）、研究指導有資格教員		
授業概要	<p>各自の研究テーマに沿って、より高度なレベルで、修士研究（修士論文または修士設計）を行い、それに対して担当指導教員及び副指導教員が適宜指導を行う。各自の進捗を把握するために中間発表会を適宜行い、教員および学生間で意見交換や助言を受けることで、テーマや表現の発展ができるように修士制作や論文の完成を目指す。なお、修士研究の合否判定は、あらかじめ定められた指導教員以外の教員が主査を務め、副査2名との協議により行われる。なお、学位授与の条件となる修士研究の評価の基準等は別に定められ、「履修の手引き」に詳しく表記されている。</p>		
到達目標	<p>建築学特別研究Ⅰの成果を更に発展させ、豊かな内容を盛り込んだ納得の修士研究としてまとめ上げること。 この科目は、DPM-1、DPM-2、DPM-3、DPM-4に該当する。</p>		
授業計画 授業内容	<p>研究課題・研究計画・研究方法の策定指導、調査・実験等の内容報告と討議、修士研究作成の指導、口頭発表練習等を行う。</p> <p>全第15回</p> <p>第1回 ガイダンス 研究内容の説明・資料紹介・日程の打合せ 第2回 研究課題の継続1 レビューを踏まえた研究課題の検討と確認 第3回 研究課題の継続2 作業の実施と結果の検討 第4回 研究課題の継続3 作業の実施と結果の検討 第5回 研究課題の継続4 作業の実施と結果の検討 第6回 研究課題の発展1 研究課題を支える調査・実験等を説明する丁寧な記述 第7回 研究課題の発展2 研究課題を支える調査・実験等を説明する丁寧な記述 第8回 研究課題の発展3 調査・実験等から得られたデータの分かりやすい表示 第9回 研究課題の発展4 調査・実験等から得られたデータの分かりやすい表示 第10回 中間報告 中間報告と討議 第11回 研究課題のまとめ1 研究成果物の構成について討議 第12回 研究課題のまとめ2 研究成果物の内容について討議 第13回 研究課題のまとめ3 最終成果品の発表、討議 第14回 研究課題のまとめ4 最終成果品の修正作業、展示 第15回 最終報告 講評会</p>		
教科書	各指導教員の方針や研究段階によって異なる。特に指定する場合や適宜問題に応じて論文や資料を紹介し、読み合わせることもある。		
参考書 参考資料	特に定めないが、自主的な要望に沿って参考資料を紹介する。		
予習・復習指導	<p>特になし</p> <p>(特記事項) ゼミ指導等に積極的に参加し、幅広い知識と技能の習得に努めること。</p>		
関連科目	建築学特別研究Ⅰ		
履修上の注意	設計実習・調査の成果を踏まえ、指導教員と密度ある議論を重ねながら、学生が主体的に修士研究のまとめを行うこと。		
成績評価	建築学特別研究Ⅱの中間・最終成果品等の内容を、課題設定、課題の解決方法、実験・調査・提案内容、表現（文章・作図）力、プレゼンテーション力の5つの観点から総合的に評価し、100点満点のうち60点以上を合格とする。なお、学位授与の条件となる修士研究の評価の基準等は別に定められ、「履修の手引き」に詳しく表記されている。		



京都東山キャンパス
フロアマップ

京都美術工芸大学大学院学則

令和元年9月6日制定（設置認可）
令和元年12月4日施行

第1章 総則

第1節 目的

（目的）

第1条 京都美術工芸大学大学院（以下「大学院」という。）は、京都美術工芸大学（以下「本学」という。）の理念を継承・発展させ、社会の要請に応えるため、建築を含む美術工芸に係るより高度な教育・研究を行い、教養豊かな高度専門職業人を育成することにより、国家・社会の発展に貢献することを目的とする。

2 前項の目的を達成するため、美術工芸及び建築デザイン領域の高度で幅広い知識、技能、高い課題解決能力を有し、独創的な構想力、発想力を身に付けた人材の育成を目指す。

（自己点検、評価）

第1条の2 大学院は、教育研究水準の向上を図り、前条の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、結果を公表するものとする。

2 前項の点検及び評価の結果について、学校教育法第109条に従い文部科学大臣の認証を受けた認証機関による評価を受けるものとする。

3 本条第1項の点検及び評価に関する必要な事項は、別に定める。

第2節 研究科・専攻の組織及び定員

（研究科・専攻及び定員）

第2条 大学院に建築学研究科（以下「研究科」という。）を置く。

2 研究科に建築学専攻を置き、専攻は修士課程とする。

3 前項に定める研究科・専攻の収容定員等は次のとおりとする。

研究科	専攻	入学定員	収容定員
建築学研究科	建築学専攻	10人	20人

第3節 教職員組織

（教員組織）

第3条 大学院の授業及び研究指導を担当する教員は、本学の教授、准教授、講師及び助教の中からこれを充てる。

2 前項に規定する教員の授業及び研究指導の担当資格については、別に定める。

（研究科長）

第4条 大学院に研究科長を置く。

2 研究科長は、学長の命を受けて、研究科の校務をつかさどり、教育及び研究の責に任ずる。

（事務組織）

第5条 大学院の事務は、事務局が行う。

（研究科委員会）

第6条 研究科に教育研究に関する重要事項を審議するため、研究科委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 研究科長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 その他、委員会について必要な事項は別に定める。

第4節 学年、学期及び休業日

(学年、学期及び休業日)

第7条 大学院の学年、学期及び休業日については、本学学則第12条、第13条、第14条の定めるところによる。

第2章 修業年限・入学・転学・休学・復学・退学及び除籍

第1節 修業年限及び在学年限

(修業年限及び在学年限)

第8条 大学院の修業年限は2年とする。

2 大学院の在学年限は、4年を超えることができない。

第2節 入学

(入学の時期)

第9条 大学院に入学する時期は、学年の始めとする。ただし、外国人留学生、帰国学生、その他再入学等、委員会の議を経て学長が認めた者は、学期の始めとすることができます。

(入学資格)

第10条 大学院に入学できる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 大学を卒業した者
- (2) 大学改革支援・学位授与機構により学士の学位を授与された者
- (3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
- (4) 外国の学校が行う通信教育を我が国において履修することにより当該国の16年の課程を修了した者
- (5) 我が国において、外国の大学相当として指定した外国の学校の課程を修了した者
- (6) 外国の大学等において、修業年限が3年以上の課程を修了することにより、学士の学位に相当する学位を授与された者
- (7) 文部科学大臣の指定した者
- (8) 防衛大学校、海上保安大学校、気象大学校など、各省大学校を修了した者
- (9) 大学院において個別の入学資格審査により認めた22歳以上の者

(入学志願者の出願)

第11条 大学院への入学を志願する者は、大学院所定の入学願書と入学検定料及び別に定める書類を添えて、所定の期日までに願い出なければならない。

(入学者の選考)

第12条 前条の入学志願者については、筆記試験、面接等の方法により選考を行い、合格者を決定する。

2 入学志願者の選考に関する必要な事項は別に定める

(入学手続及び入学許可)

第13条 前条の選考の結果に基づき合格した者は、所定の期日までに誓約書、身元保証書その他所定の書類を提出するとともに、所定の入学金、学費及びその他の納付金を納付しなければならない。

2 学長は委員会の議を経て、前項の入学手続を完了した者に入学を許可する。

(保証人)

第14条 提出すべき書類の保証人は、独立の生計を営む成年者とし、父母またはこれに代わる親族（親族なき者はこれに代わる者）としなければならない。

- 2 保証人はその学生の在学中、本人に係る一切の事項につき連帯の責任を負うものとする。
- 3 保証人に転居、改名等の異動があったときは、直ちにその旨を届け出なければならない。なお、保証人が死亡その他の事由により、その責を果たし得なくなったときは、新たに保証人を定め、届け出なければならない。

(学籍)

第15条 第13条第1項に定める入学手続をした者は、大学院の学籍に入れ、学籍簿に登録する。

- 2 前項に定めるところにより、大学院の学籍を有する学生は、本学則その他別に定める規程に基づき、学生の身分に伴う権利を有し、義務を負うものとする。

(転入学・再入学)

第16条 大学院へ転入学又は再入学を志願する者があるときは、選考の上、学長は相当年次に入学を許可することができる。

- 2 大学院に再入学することができる者は、本学を退学した者又は除籍された者で、再び入学を志願する者とする。
- 3 本条第1項の規定により入学を許可された者の既に修得した授業科目及び単位数の取り扱い、並びに在学すべき年数については、委員会の議を経て学長が決定する。
- 4 転入学又は再入学に関する必要な事項は別に定める。

第3節 教育課程及び履修方法

(教育課程、授業科目及びその単位数)

第17条 大学院の教育課程における授業科目、配当年次、必修及び選択の別、並びにその単位数は京都美術工芸大学履修規程(以下「履修規程」という。)の定めるところによる。

(授業科目の履修)

第18条 学生は、履修規程に定める授業科目について、次の各号により履修しなければならない。

- (1) 開設授業科目は、配当年次に従い第2年次までに履修する。
- (2) 必修科目は、課程の修了までにその全部の単位を修得しなければならない。
- (3) 選択科目は、課程の修了までに規定の単位数以上を修得しなければならない。

(授業の方法等)

第18条の2 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又は併用により行うものとする。

- 2 前項の授業は、文部科学大臣が別に定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。
- 3 第1項の授業は、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。
- 4 第1項の授業の一部を、本学の校舎及び附属施設以外の場所で行うことができる。
- 5 第2項及び第3項により与えることができる単位数は、合計30単位を超えないものとする。

(単位の計算方法)

第19条 各授業科目の単位の計算方法は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業方法に応じて当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して次の基準により計算するものとする。

- (1) 講義及び演習については、15時間の授業をもって1単位とする。
- (2) 実験・実習については、30時間から45時間までの範囲で大学院が定める時間の授業をもって1単位とする。
- (3) 前各号の規定にかかわらず、教育上特に必要があると委員会の議を経て学長が決定する場合は、単位の計算方法を変更することができる。

(履修届)

第20条 学生が授業科目を履修しようとするときは、各学期の所定の時期に履修の届出を行うものとする。

- 2 履修の届出に関する手続については、別に定める。

(単位の認定)

第21条 学長は、授業科目を履修し、試験その他別に定める適正な方法による学修成果の評価に合格した者に所定の単位を与える。

- 2 試験は、履修した授業科目について前期末、又は後期末において、筆記、口述、論文、研究報告及び課題の提出等の方法によって行う。
- 3 出席時間数が三分の二に満たない者は、履修認定及び認定試験は受けられない。
- 4 前項の定期試験のほか、臨時に試験を行うことがある。
- 5 正当な理由により試験等を受けられなかつた者には、委員会の議を経て学長が決定する場合は追試験を行うことがある。

(成績評価)

第22条 授業科目の試験等による成績評価は、秀（90点以上）、優（80点～89点）、良（70点～79点）、可（60点～69点）、不可（59点以下）の5種の評語をもって表し、秀・優・良・可を合格とし、所定の単位を与える。

- 2 単位の修得及び試験に関する規定は別に定める。

(他の大学院等における履修)

第23条 学長は、教育上有益と認めるときは、委員会の議を経て、大学院の定めるところにより、他の大学院等の授業科目を履修させることができる。

- 2 前項の規定により履修した授業科目については、委員会の議に基づき、必修科目を除き、10単位を超えない範囲で大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。
- 3 前各項の規定は、学生が外国の大学院等に留学する場合にも準用する。

(大学院以外の教育施設等における学修)

第24条 学長は、教育上有益と認めるときは、研究所等における学修を、委員会の議に基づき、10単位を超えない範囲で大学院における授業科目の履修とみなし、大学院の定めるところにより単位を与えることができる。

(入学前の既修得単位等の認定)

第25条 学長は、教育上有益と認めるときは、委員会の議に基づき、学生が大学院に入学する以前に他の大学院において履修した授業科目を、10単位を超えない範囲で大学院において修得したものとみなすことができる。

- 2 前項の規定により修得したものとみなし、又は与えることができる単位数は、第23条及び第24条により大学院において修得したものとみなす単位数と合わせて15単位を超えないものとする。
- 3 既修得単位等の認定に関し必要な事項は、別に定める。

(他の大学院又は研究所等における研究指導の委託)

第25条の2 教育上有益と認められるときは、委員会の議を経て、他の大学院又は研究所等と予め協議の上、学生に他の大学院又は研究所等において研究指導を受けさせることができる。ただし、研究指導を受ける期間は、1年を超えないものとする。

第4節 休学、復学、転学、留学、退学及び除籍

(休学)

第26条 学生が疾病その他特別な理由により、引き続き2か月以上就学することができないときは、休学願いに医師の診断書、又はその理由を証明する書類を添え、学長に願い出て許可を受けなければならない。

- 2 疾病のため就学することが適当でないと認められる者に対しては、学長は休学を命ずることができる。
- 3 休学した者は、その学期の試験を受けることはできない。

(休学期間)

第 27 条 休学期間は、休学を許可された日から当該学期末までとする。なお、引き続き休学を希望する者は、当該学期の定められた期日までに、前条第 1 項の手続きを経れば、翌学期末まで休学することができるが、1 年を超えて休学することはできない。ただし、特別の事情があるときは、学長の許可を得て、更に 1 年を限度として休学を延長することができる。

- 2 休学期間は、連続又は通算して 2 年を超えることはできない。
- 3 休学期間は、第 8 条に定める在学年限には算入しない。

(復学)

第 28 条 休学期間が満了したとき、又は休学の理由が消滅したときは、学長に願い出て、復学の許可を受けなければならない。

- 2 学長は、休学期間にその理由が消滅したと認めるときは、復学を命ずることができる。
- 3 復学の時期は学期初めとし、すでに許可された休学期間内の学期途中での復学は認められない。
- 4 復学の手続きは、休学を願い出た学期内の定められた期日までに完了していなければならない。

(転学)

第 29 条 学生が、他の大学院への入学、又は転入学を志願しようとするときは、保証人連署の上、その事由を付して、学長に願い出て、転学の許可を受けなければならない。

(留学)

第 30 条 学生が外国の大学院等に留学を志願しようとするときは、保証人連署の上、その事由を付して、学長に願い出て、留学の許可を受けなければならない。

- 2 前項の許可を得て留学した期間は、在学年限に含めることができる。

(退学)

第 31 条 学生が退学しようとするときは、保証人連署の上、その事由を付して、学長に願い出て、退学の許可を受けなければならない。

(除籍)

第 32 条 次の各号の一に該当する学生は、委員会の議を経て、学長が除籍する。

- (1) 授業料等の納付を怠り、督促してもなお納付しない者
- (2) 第 8 条の在学年限を超えた者。ただし、学長が所定の年限を超えて在学することも止むを得ないと認めた者を除く。
- (3) 第 27 条に定める休学期間を超えてなお復学できない者
- (4) 死亡、又は 2 年以上にわたり行方不明の者

第 5 節 課程修了及び学位の授与

(修了認定及び修了の時期)

第 33 条 大学院の修業年限を満たし、又は委員会の議を経て学長が決定した年限以上在学し、履修規程に定める授業科目の単位を履修方法に従い、計 30 単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文又は修士設計の審査及び試験に合格した者は、委員会の議を経て、学長が修了を認定する。

- 2 修了の時期は、学年末とする。ただし、修了要件を満たしたときは、学期の末とすることができる。

(学位の授与)

第34条 前条の規定により課程の修了を認定された者には、修士（建築）の学位を授与する。

- 2 学位に関する必要な事項は別に定める。

第6節 賞罰

(表彰)

第35条 学生として表彰に値する行為のあった者に対しては、学長は委員会の議を経て、その者を表彰する。

- 2 表彰に関する必要な事項は別に定める。

(懲戒)

第36条 学長は、学生が大学院の規則命令に違反し、又は学生の本分に反する行為があったときは、委員会の議を経て、その者を懲戒する。

- 2 前項の懲戒の種類は、退学、停学及び訓告とする。
3 前項の退学は、次の各号の一に該当する者に対して行う。
(1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
(2) 学業を怠り、成績の見込みがないと認められる者
(3) 正当な理由がなく、出席が常でない者
(4) 大学院の秩序を乱し、その他学生の本分に著しく反した者
(5) 訓告又は停学にもかかわらず、なお改悛の見込みがないと認められる者
4 懲戒処分に関する必要な事項は別に定める。

第7節 外国人留学生

(外国人留学生)

第37条 外国人で大学院に入学希望する者は、選考の上、入学を許可する。

- 2 外国人学生について必要な事項は別に定める。

第8節 入学検定料、入学金、授業及びその他の納付金等

(入学検定料、入学金、授業料及びその他の納付金等の金額)

第38条 大学院の入学検定料、入学金、授業料及びその他の納付金（以下「学納金」という。）の種別と金額は、別表のとおりとする。

(学納金等の納付)

第39条 学納金等は、全額一括納入か、又は2期に分けて所定の期日までに納入しなければならない。ただし、特別の事情があると認められる者は、分納又は延納を認めることがある。

- 2 前項の学納金等の納付方法に関する必要な事項は別に定める。

(休学、留学の場合の学納金等)

第40条 休学を許可され、又は命ぜられた者については、別表に定める休学在籍料を徴収する。

- 2 留学期間中の学費等は徴収する。

(復学の場合の学納金等)

第41条 学期の途中において復学した者は、復学した月から当該学期末までの学納金等を、復学した月に納付しなければならない。

(転学、退学及び停学の場合の学納金等)

第42条 学期の途中で退学、又は除籍された者の当該学期分の学納金等は徴収する。

2 停学期間中の学納金等は徴収する。

(学納金等の免除及び徴収の猶予)

第43条 経済的理由により学納金等の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる場合、又はその他やむを得ない事情があると認められる場合は、学費等の全部、又は一部を免除し、又は徴収を猶予することがある。

2 学納金等の免除及び徴収の猶予に関する必要な事項は別に定める。

(納付した学納金の返還等)

第44条 既納の入学検定料、入学金、又は授業料等納付金は還付しない。

2 前項の特例は別に定める。

第9節 奨学制度

(奨学制度)

第45条 大学院は、奨学のため、奨学生の制度を設ける。

2 奨学生制度に関する必要な事項は別に定める。

第3章 改正及び細則等

(改正)

第46条 大学院学則の改正は、大学運営会議に諮り、委員会の議を経て、理事会で決議する。

(細則その他)

第47条 大学院学則に規定するもののほか、大学院学則の施行についての細則その他必要な事項は別に定める。

(本学学則の準用)

第48条 この大学院学則に定めのない事項は、本学学則を準用する。

2 本学学則をこの大学院学則に準用する場合は、「学部」を「研究科」、「学部長」を「研究科長」と、それぞれ読み替えるものとする。

附 則

この学則は、令和元年12月4日から施行し、令和元年9月6日から適用する。

附 則

この学則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、令和5年6月1日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

附 則

この学則は、令和7年4月1日から施行する。

別表 入学検定料、入学金、授業料等の金額（第38条、第40条関係）

建築学 研究科	学納金	金額		備考			
	入学検定料	35,000円		入学出願時			
	入学金	300,000円		入学手続時			
	授業料	790,000円	前期 毎年4月30日まで(半額)				
			後期 毎年10月31日まで(半額)				
	施設設備費	360,000円	前期 每年4月30日まで(半額)				
			後期 每年10月31日まで(半額)				
休学在籍料		半期 50,000円	指定期日内				
		通期 100,000円					
備考1 学納金に実習諸費等は含まない。							
備考2 学校法人二本松学院出身者の入学金は、150,000円とする。							

京都美術工芸大学学部新卒者に係る大学院入学金の全額免除の取扱い

令和6年9月1日制定・施行

第1 入学金全額免除の趣旨

京都美術工芸大学大学院（以下「本学大学院」という。）の設置趣旨に、「建築実務者に求められる知識や技術は必然的に高度化しており、学部4年間と大学院修士課程2年間を加えた6年間の教育の必要性がある」こと、また「建築士（建築家）資格の国際相互承認の枠組みにおいても、教育期間5年間以上が標準である」ことを示し、6年一貫教育を念頭にした設置計画により大学院設置が認められた。

この設置趣旨から、本学大学院の入学定員10人のうちその大半について、京都美術工芸大学（以下「本学」という。）の学部卒業者が入学することを想定した大学院教育プログラムが編成されているところである。

この設置の趣旨に沿って、本学学部卒業後、引き続き本学大学院に進学しようとする者に対する経済的支援策として、「大学院学則別表備考2に定める学校法人二本松学院出身者入学金15万円」の規定に関わらず、本学学部新卒者を対象として、入学金の全額を免除することとする。

第2 新卒者の定義

この取扱いにおいて新卒者とは、本学学部1年次に入学、若しくは3年次に編入学した者で所定の単位を修得のうえ3月末に卒業し、引き続いて4月に本学大学院に入学する者をいう。なお、学部在学中の休学期間の有無は問わないものとする。

第3 学部卒業予定者等への全額免除の周知

本学学部卒業予定者及び在学者に対する大学院入学金の全額免除の周知については、学生募集要項並びに学生募集に関する説明会等により行うものとする。

第4 その他

本学学部卒業者の入学金の全額免除に関して、この取扱いに定めのない事項については、研究科委員会の議を経て、学長が定める。

附 則

この取扱いは、令和6年9月1日から施行し、令和7年度入学生から適用する。

京都美術工芸大学大学院学位規程

令和元年 9月 6日制定
令和元年 12月 4日施行

(目的)

第1条 この規程は、京都美術工芸大学大学院（以下「本学大学院」という。）が授与する学位について、学位規則（昭和28年文部省令第9号）第3条第1項、及び京都美術工芸大学大学院学則（以下「学則」という。）第34条第2項の規定に基づき、必要な事項を定めることを目的とする。

(学位)

第2条 本学大学院において、授与する学位は、次のとおりとする。

研究科名・専攻名	学位名称
建築学研究科 建築学専攻	修士（建築）

2 学位の名称を用いるときは、本学大学院名を付記しなければならない。

(修士の学位授与)

第3条 修士の学位は、本学大学院修士課程を修了した者に授与する。

(修士の学位の申請)

第4条 修士の学位を申請する者は、修士論文又は修士設計（以下「修士研究」という）を研究科委員会へ提出するものとする。

(修士研究審査及び試験)

第5条 修士研究の審査及び最終試験は、研究科委員会が選出する審査委員が行う。

- 2 審査委員は、指導教員以外の教授を主査とし、副査として当該研究の内容に応じた研究分野及び関連分野担当の教員を加えるものとする。
- 3 最終試験は、修士研究を中心に、これに関連ある科目につき、口頭試問によって行う。
- 4 審査委員は、審査の結果をまとめた審査報告書と最終試験の合否について、2月末日までに研究科委員会に提出しなければならない。

(学位授与の判定)

第6条 研究科委員会は、修士研究審査報告書に基づき、試験の結果をあわせて、修士の学位授与の判定をする。

2 研究科長は、学位授与の判定の結果を学長に報告するものとする。

(修士の学位記)

第7条 学長は、前条の判定の結果にもとづき、修士の学位記を授与する。

- 2 学位記の授与の時期は、学年末とする。ただし、修了認定が前期に行われたときは前期末とする。
- 3 学位記の様式は、別記様式のとおりとする。

(修士研究の保管)

第8条 修士研究は、本大学図書館において5年間保管とする。

- 2 修士研究は、禁帶出図書扱いとする。
- 3 その他修士研究の保管については、図書館長がこれを定める。

(学位の取り消し)

- 第9条** 修士の学位の授与を受けた者で、次の事実があったときは、学長は研究科委員会の議を経て、学位の授与を取り消し、学位記を返付せしめ、かつその旨を公表する。
- (1) 不正の方法による学位の授与を受けたとき
 - (2) 京都美術工芸大学の名誉を汚す行為があつたとき
- 2 前項の研究科委員会の議決は、出席者の3分の2以上の同意を必要とする。

(規程の改廃)

- 第10条** この規程の改廃は、研究科委員会の議を経て、学長が行う。

(細則その他)

- 第11条** この規程の施行についての細則その他必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、令和元年12年4日から施行し、令和元年9年6日から適用する。

附 則

この規程は、令和5年10年1日から施行する。

別記様式(第3条関係)

		第M〇〇〇〇号			
学 位 記					
大学印	○ ○ ○ ○ 年 月 日生				
本学大学院建築学研究科建築学専攻 の課程を修了したので修士(建築)の 学位を授与する					
年 月 日					
学校法人二本松学院 京都美術工芸大学長			○ ○ ○ ○	学長印	

A4判

京都美術工芸大学履修規程（抜粋）

令和5年10月1日制定・施行

第1章 総則

（目的）

第1条 この規程は、京都美術工芸大学学則（以下「学則」という。）第25条第2項、及び京都美術工芸大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）第17条の規定に基づき、京都美術工芸大学（以下「本学」という。）の芸術学部、建築学部、及び大学院建築学研究科（以下「研究科」という。）において開設する授業科目の履修方法、並びに卒業又は修了の要件等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（芸術学部の開設授業科目） **第2条** 《略》

（建築学部の開設授業科目） **第3条** 《略》

（研究科の開設授業科目）

第4条 研究科が開設する授業科目の名称、単位数、配当年次、必修・選択の別、履修方法は、別表第3のとおりとする。

（履修の登録等の手続）

第5条 授業科目を履修し、その単位を修得するためには、履修登録をしなければならない。

- 2 学生は、履修しようとする授業科目について、所定の期間内に学生情報管理システムに登録しなければならない。
- 3 原則として、各学期1科目以上履修しなければならない。
- 4 指定された登録期日を超えた場合、履修登録は認められない。ただし、病気その他やむを得ない事由により所定の期間内に提出できなかった場合は、この限りでない。
- 5 履修登録受付期間中は、授業科目の登録及び取消が随時できる。
- 6 履修登録受付期間中に取消を行わなかった授業科目は、その後に授業に出席しなかった場合であっても履修登録科目として取り扱い、成績評価及び単位数は、第14条に定めるG P A算出の対象となる。

（履修の制限等）

第6条 履修登録をしていない授業科目は、履修し、試験を受けることができない。

- 2 既に単位を修得した授業科目は、再履修することができない。
- 3 時間割上同じ時限に開講されている2つ以上の授業科目は登録できない。
- 4 先修条件の満たされていない科目は履修登録ができない。ただし、特に許可された場合を除く。
- 5 在籍する年次を超える配当年次の科目は履修登録ができない。
- 6 クラスが指定された授業科目は、指定に従って履修登録しなければならない。
- 7 単位互換若しくは他大学等での科目的履修については、別に取り扱う。

（授業時間）

第7条 本学における時制は、次のとおり原則として1日6時限制とする。

- 第1時限 9時00分から10時30分まで
第2時限 10時40分から12時10分まで
第3時限 13時00分から14時30分まで
第4時限 14時40分から16時10分まで
第5時限 16時20分から17時50分まで
第6時限 18時00分から19時30分まで

- 2 授業の時間は、1時限当たり90分を原則とする。
- 3 定期試験期間の時限と時間は、別に定める。

(再履修)

第8条 単位を修得できなかった科目については、次年度以降に再履修して、単位を修得することができる。

- 2 必修科目は、その科目的単位が修得できるまで履修しなければならない。

(試験の種類)

第9条 本学の試験の種類は、定期試験（前期末及び後期末）、追試験及び再試験とする。

- 2 前項のほか、担当教員が必要と認めたときは、臨時に試験を行うことがある。

(試験の方法)

第10条 試験は、筆記試験によるものほか、実習・実技試験、口述試験、レポート等の提出物によることがある。

(受験心得)

第11条 試験の受験者は、次の受験心得事項を遵守するとともに監督者の指示に従わなければならない。

- (1) 受験者は、必ず学生証又は科目等履修生証を提示すること。なお、これらを携帯していない者は、事務局において受験票の交付を受けなければならない。
- (2) 試験場に20分以上遅れて入室することはできない。また、30分以上経過しなければ退室することはできない。
- (3) 答案用紙には、ペン又はボールペンで学籍番号・氏名を正確に記入すること。なお、記入のない答案は、無効とする。また、記載内容を偽ったときは、不正行為とみなす。
- (4) 答案・持込物は、監督者の指示する場所に置くこと。なお、許可された持込物であっても、貸借したときは、不正行為とみなす。
- (5) 試験中、携帯電話等の電源は必ず切ること。

(追試験)

第12条 やむを得ない事由により、定期試験を欠席し、所定の手続をした者には、追試験の受験を許可する。

- 2 追試験の受験を希望する者は、所定の期日までに1科目当たり1,000円の手数料を添えて、証明書類を添付した追試験願を事務局に提出しなければならない。
- 3 追試験による成績評価の方法は、定期試験の評価方法に準ずる。
- 4 追試験を許可された者が追試験を受験しなかった場合でも、既納の手数料は返還しない。
- 5 追試験の実施については、別途告知する。

(再試験)

第13条 再試験とは、卒業年次又は修了年次の学生が定期試験（成績評価が定期試験以外の試験等の結果によりなされた場合は、成績評価の対象となる試験等を含む。）を受験し、不合格となった学生に対して行う試験をいう。

- 2 再試験の受験を希望する者は、所定の期日までに1科目当たり1,000円の手数料を添えて再試験願を提出しなければならない。
- 3 再試験の実施を許可された者が再試験を受験しなかった場合でも、既納の手数料は返還しない。
- 4 再試験の評価点は、合格の場合でも60点を上限とする。
- 5 再試験の実施については、別途告知する。

(GPA制)

第14条 本学は、学生の学業成績を評価し、履修指導等に生かすためグレード・ポイント・アベレージ（以下「GPA」という。）制度を設ける。

- 2 GPAは、各学期に履修した授業科目的成績評価点に応じた5段階ポイント（以下「GP」という。）に換算して算出する。

成績評語	評価点	G P	評価基準
秀	90～100点	4	到達目標を達成し、きわめて優秀な成績をおさめている。
優	80～89点	3	到達目標を達成し、優秀な成績をおさめている。
良	70～79点	2	到達目標を達成している。
可	60～69点	1	到達目標を最低限達成している。
不可	0～59点	0	到達目標を達成していない。

3 GPAの算出式は、次のとおりとする。

学期GPA = (当該学期における履修登録科目の評価で得たG P × 当該科目の単位数) の総和／当該学期における履修登録科目の単位数の総和

累積GPA = (在学全期間における履修登録科目の評価で得たG P × 当該科目の単位数) の総和／在学全学期における履修登録科目の単位数の総和

4 GPAの対象としない授業科目は次のとおりとする。

- (1) 博物館学芸員養成科目など卒業所要単位に算入しない自由科目
- (2) 編入学、留学などにより他大学等で単位修得した科目を本学で修得したものとして認定した科目

(不正行為)

第15条 試験中、不正行為があったときは、京都美術工芸大学学生懲戒規程第2条の規定に基づき、懲戒処分に処する。

(学費未納者の受験資格等)

第16条 学費未納者は、定期試験を受けることができない。また、定期試験以外の方法で評価が行われる授業科目については、当該科目の成績にかかわらず単位の認定は行わない。

第2章 学部 《略》

第3章 大学院

(指導教員)

第21条 入学を許可した大学院の学生には、本学大学院へ出願した際の研究計画に応じ、授業科目の履修指導及び修士論文又は修士設計に対する指導（以下「研究指導」という。）を行うため、研究科委員会の議を経て、指導教員を定める。

2 研究指導は、主指導教員及び副指導教員の複数体制で指導を行う。必要に応じて副指導教員を2人とする場合がある。

3 学生の研究計画の進捗によっては、研究科委員会の議を経て、指導教員の変更を行う場合がある。

(履修指導)

第22条 学生が授業科目の履修登録手続を行う場合は、あらかじめ主指導教員の履修指導を受けるものとする。

(修士研究の題目)

第23条 学生は、修士論文又は修士設計（以下「修士研究」という。）の題目について、所定の期日までに指導教員の承認を経て、研究科長に提出しなければならない。

(修士研究の中間発表)

第24条 学生は、別に定めるところにより修士研究の中間発表を行わなければならない。

(修士研究の提出)

第25条 学生は、修士研究（論文・設計）について、主指導教員及び副指導教員の承認を経て、所定の期日までに提出しなければならない。

2 前条の中間発表を経ないで修士研究（論文・設計）を提出することはできない。

(研究科の修了要件単位数等)

第26条 研究科の修士課程を修了するためには、次表に定める授業科目区分の修了要件単位数を満たし、合計30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上で、修士研究（論文・設計）の審査及び最終試験に合格しなければならない。

研究科の修了要件単位数表

科目区分	必修科目	選択科目	修了要件単位数
芸術科目	—	4 単位以上	4 単位以上
専門特論科目	8 単位	—	8 単位
専門研究科目	12 単位	6 単位以上	18 単位以上
合 計	20 単位	10 単位以上	30 単位以上

(修士研究の審査及び最終試験)

第27条 修士研究（論文・設計）の審査、及び最終試験は、別に定めるところにより、研究科委員会が行う。

2 最終試験は、修士研究（論文・設計）を提出した者に対して行い、修士研究（論文・設計）の内容を中心とした口頭試問により行う。

(雑則)

第28条 研究科の履修方法等に関して、この規程に定めのない事項は、研究科委員会の議を経て、学長が別に定める。

第4章 補則

(授業科目表の変更等)

第29条 別表第1から別表第4に掲げる授業科目表は、原則として卒業又は修了まで適用する。ただし、教育課程の改善、社会の動向、法令等の変更、大学教育に関する国の政策の変化、学生の履修実態等を考慮して、在学中に授業科目名称の変更、単位数の変更、配当年次の変更、及び授業科目の新設又は廃止を行う場合がある。

2 前項の各変更等は、在学生の不利益とならないことを原則とし、変更等が生じた事項については、必要に応じて移行措置を講ずるものとする。

(規程の改廃)

第30条 この規程の改廃は、学部に関する事項にあっては教授会、研究科に関する事項にあっては研究科委員会の議を経て、学長が行う。

附 則

- 1 この規程は、令和5年10月1日から施行する。
- 2 第2条別表第1にかかわらず、施行の日に芸術学部建築学科に在籍する学生に適用する授業科目表は、令和5年10月1日施行の学則附則第4項の規定に基づき、旧学則の別表第3とする。
- 3 第1項の規定にかかわらず、第4条別表第3は、「建築企画論」及び「西洋都市建築デザイン論」を除き、令和5年4月1日から適用する。
- 4 平成23年12月22日制定の「京都美術工芸大学授業科目の履修規程」は、これを廃止する。

- 5 平成24年3月29日制定の「京都美術工芸大学履修科目登録単位数の上限に関する規程」は、これを廃止する。
- 6 平成24年3月29日制定の「京都美術工芸大学学芸員資格取得に関する規程」は、これを廃止する。

附 則

この規程は、令和6年1月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第17条、第2条別表1及び第3条別表第2は、令和7年度入学生から適用し、令和6年度以前の入学生は、なお従前の例による。
- 3 改正後の第4条別表第3は、令和7年4月1日在籍する者から適用する。

別表第1 芸術学部開設授業科目表（第2条関係）《略》

別表第2 建築学部開設授業科目表（第3条関係）《略》

別表第3 研究科開設授業科目表（第4条関係）

科目区分	授業科目の名称	配当 年次	単位数		履修方法
			必修	選択	
芸術科目	インテリアデザイン特論	1		2	選択4単位以上を修得すること
	工芸とデザイン	1		2	
	美術工芸特論	2		2	
	都市環境と芸術	2		2	
	小計(4科目)		0	8	
専門特論科目	伝統建築特論Ⅰ	1	2		必修8単位を修得すること
	伝統建築特論Ⅱ	1	2		
	建築計画特論Ⅰ	1	2		
	建築計画特論Ⅱ	1	2		
	建築設計特論Ⅰ	1		2	
	建築設計特論Ⅱ	1		2	
	小計(6科目)		8	4	
専門研究科目	建築デザイン特別演習Ⅰ	1		6	必修12単位を含め、計18単位以上を修得すること
	建築デザイン特別演習Ⅱ	1		6	
	建築企画論	1		2	
	西洋都市建築デザイン論	1		2	
	建築学特別研究Ⅰ	2	6		
	建築学特別研究Ⅱ	2	6		
	小計(6科目)		12	16	

別表第4 博物館学芸員の資格を取得するための授業科目表（第20条関係）《略》

学位授与の条件となる修士研究(論文・設計) に係る評価の基準等

京都美術工芸大学大学院
建築学研究科・建築学専攻

1 本学が授与する修士(建築)の学位授与の条件となる修士研究(論文・設計)が 満たすべき水準

論文

- ①建築学に関する専門的な知識と、学問的知識体系に対して学術的貢献を果たす研究力を備えていることを証明するに足るものであること。
- ②建築・都市・まちづくりに関する様々な問題に対応する論理的思考力を有することを証明するに足るものであること。

設計

- ①建築学に関する専門的な知識と、現実の諸課題に対して実践的貢献を果たす総合的な設計力を備えていることを証明するに足るものであること。
- ②建築・都市・まちづくりに関する様々な問題に対応する論理的思考力を有することを証明するに足るものであること。

2 審査項目

論文

- ①論文の背景にある学術的な意義が認められること。
- ②研究内容に新規性、創造性、および建築・都市・まちづくりの分野に対する応用的価値が認められること。
- ③論文の構成及び論述が適切で、一貫した論理性が認められること。
- ④研究主題に関する先行研究を踏まえたものであると認められること。
- ⑤十分な倫理的配慮を持って研究に臨んだものと認められること。

設計

- ①設計の背景にある社会的な意義が認められること。
- ②設計内容に新規性、創造性、および建築・都市・まちづくりの分野に対する応用的価値が認められること。
- ③建築・都市・まちづくりの分野における実践的な提案が含まれていると認められること。
- ④設計主題に関する社会的動向を踏まえたものであると認められること。
- ⑤十分な倫理的配慮を持って設計に臨んだものと認められること。

3. 審査委員の体制

修士研究（論文・設計）の審査及び最終試験は、研究科委員会が選出する審査委員が行う。審査委員は、指導教員以外の教授を主査とし、副査として当該研究の内容に応じた研究分野及び関連分野担当の教員を加えるものとする。

4. 審査方法

最終審査は審査員3名による口頭試問とし、上記の評価項目により総合的に評価する。

5. 学位授与までの日程

1年次	4月	指導教員決定
	12月	1年次報告会
2年次	4月	題目届 提出
	7月	中間発表会
	10月	最終題目届 提出
	11月	予備審査会
	1月	審査会
	2月	表彰対象審査会
	3月	課程修了判定、学位授与

2025 年度 修士研究指導計画概要(スケジュール等)

年	月	日	対象	項目	時間・備考
2025	4	3(木)	1年 2年	新入生ガイダンス 前期履修ガイダンス（合同）	10:00~10:30 / 10:40~12:10 研究計画書/希望面談日時届 配布 ガイダンス後面談、指導教員決定（1年）
	4	11(金)	2年	修士研究 題目届 提出	17:00 締切 事務室に提出
	4	25(金)	1年 2年	個人面談希望届 提出	17:00 締切 事務室に提出
	5	7(水)	1年 2年	研究計画書 提出	13:00 締切 事務室に提出
	5	8(木) - 12(月)	1年 2年	研究計画 個人面談	研究科長、学部長
	7	30(水)	2年	修士研究 中間発表会	29（火）17:00 締切 13:00~17:00 予定
	10	1(水)	1年 2年	後期履修ガイダンス（合同）	10:40~12:10 各自の研究テーマの口頭報告含む
	10	17(金)	2年	修士研究 最終題目届 提出	17:00 締切 事務室に提出 主査・副査担当決定
	11	24(月)	2年	修士研究、梗概、予備審査願 提出 修士研究 予備審査会	21（金）17:00 締切 13:00~16:00 予定
	12	8(月)	1年	修士課程 1年次報告会	5（金）17:00 締切 13:00~17:00 予定
2026	1	19(月)	2年	修士研究、梗概、審査願 提出 修士研究 審査会	16（金）17:00 締切 13:00~16:00 予定
	2	3(火)	2年	表彰対象審査会 展示設営	16:00 展示完了
	2	4(火) -5(水)	2年	修士研究 表彰対象審査会	
	2	13(金)	2年	卒業研究・修士研究展 展示設営	
	2	14(土)- 16(月)	2年	卒業研究・修士研究展	
	2	17(火)	2年	卒業研究・修士研究展 展示撤収 大学保管用データ提出 優秀作品展 展示設営	16:00 締切
	2	20(金)-	2年	優秀作品展	

2025 年度 一級建築士試験対策プログラムの概要

1 一級建築士試験対策プログラムの位置づけ

- (1) 京都美術工芸大学大学院修士課程 1 年次在籍者を対象とし、在学中に一級建築士試験合格を目指すための受験対策講座である。
- (2) 大学院修士課程のカリキュラムとは独立した講座（単位認定無し）とし、修士課程修了要件には含まれない。
- (3) 講座の開講时限については大学院修士課程 1 年次の授業開講时限と重複しないように配慮する。
- (4) 修士課程 2 年次在籍者が講座の受講を希望する場合は、別途の講座は開設しないが、修士課程 1 年次在籍者向けの講座への参加を認める。

2 講座の開講スケジュール

- (1) 対策講座（学科試験対策講座）： 2025 年 4 月 7 日～7 月 24 日
- (2) 対策講座（製図試験対策講座）： 2025 年 8 月 4 日～10 月 10 日

3 2025 年度一級建築士試験の日程（参考）

- (1) 学科本試験 2025 年 7 月 27 日（日）
- (2) 学科試験合格発表 2025 年 9 月 4 日（木）予定
- (3) 設計製図本試験 2025 年 10 月 12 日（日）
- (4) 設計製図合格発表 2025 年 12 月 24 日（水）予定

2025年度 大学院時間割

前期

曜日	配当学年	9:00-10:30 1	10:40-12:10 2	13:00-14:30 3	14:40-16:10 4	16:20-17:50 5
月	M1	建築計画特論Ⅰ N104 井上(晋) 教授	建築設計特論Ⅰ N104 山内 教授	伝統建築特論Ⅰ N105 大上 特任教授		
	M2				※一級建築士学科対策講座 KYOBIホール 安田教授	
火	M1				建築デザイン特別演習Ⅰ N104 山内 教授 他	
	M2					
水	M1				※一級建築士学科対策講座	
	M2				KYOBIホール 戸高教授、岩岸(非) 講師	
木	M1				※一級建築士学科対策講座	
	M2	美術工芸特論 N104 岡准教授	都市環境と芸術 N104 新海教授		KYOBIホール 北岡講師、岩岸(非) 講師 (一級建築士製図準備講座 N104 井上(晋) 教授)	
金	M1					
	M2				建築学特別研究Ⅰ 各研究室 指導担当教員	

後期

曜日	配当学年	9:00-10:30 1	10:40-12:10 2	13:00-14:30 3	14:40-16:10 4	16:20-17:50 5
月	M1	伝統建築特論Ⅱ N104 森重 教授	建築企画論 N104 生川 教授 他		建築デザイン特別演習Ⅱ N104 種村 特任教授 他	
	M2				建築学特別研究Ⅱ 各研究室 指導担当教員	
火	M1				※一級建築士製図対策講座	
	M2				N104 杉山講師、井上(晋) 教授	
水	M1	西洋都市建築デザイン論 N104 白鳥准教授	建築計画特論Ⅱ N104 高田 教授		※一級建築士製図対策講座 N104 杉山講師、井上(晋) 教授	
	M2					
木	M1	建築設計特論Ⅱ N104 人見准教授	工芸とデザイン S101 岡准教授			
	M2					
金	M1		インテリアデザイン特論 N104 新海 教授		※一級建築士製図対策講座 N104 杉山講師、井上(晋) 教授	
	M2					

※一級建築士試験対策プログラムは大学院修士課程のカリキュラムとは独立した講座（単位認定無し）であり、修士課程修了要件には含まれません。

研究活動における不正行為について

近年、社会における情報拡散のスピード化、デジタル化やネットワーク化など急激な環境の変化が進むにつれ、大学内で行われる研究活動においても作品やレポート制作のプロセス、手法やその利用法も変化しつつあります。インターネットや SNS の普及が進み、様々な情報を多くの人が簡単にチェックできるようになった結果、研究不正に対する目はこれまで以上に厳しくなっています。

まず、大学での学びは、研究活動であるということ、そして研究活動におけるルールを十分に理解・遵守し、自覚と責任をもって大学での学びに臨んでください。

京都美術工芸大学では、自覚と責任ある研究活動の実現とそのための環境づくりを推進しています。

それは、普段の授業でのレポート・課題制作・修士論文の作成なども対象となります。

研究活動における不正行為とは…

盗用・剽窃(ひょうせつ)

盗用とは…他人の作品をそのまま自分のものと偽ることです。

剽窃（ひょうせつ）とは…他人の著作から、部分的に文章、語句などを盗み、自作の文章の中に自分のものとして用いること。

例：レポートや論文の文中に他人のアイデアや論文、データ、用語について、引用表記や典拠を示さずに引用し、提出することは剽窃（ひょうせつ）にあたります。

捏造(ねつぞう)

存在しないデータ、研究成果などを故意に作り上げることです。

例：実施していないアンケートの回答を作成したり、実施していない調査のデータを作成したりすることです。

改(かい)ざん

研究資料の内容、過程を変更する操作を行い、文書や記録の全部または一部が、不正な手段や手続き、本来許されないタイミングで内容が変更、上書きされることを指します。故意はもちろんのこと過失の場合も含まれ、悪意の有無を問いません。パソコンの誤操作等の事故による意図的でない変更は「改ざん」にあたります。

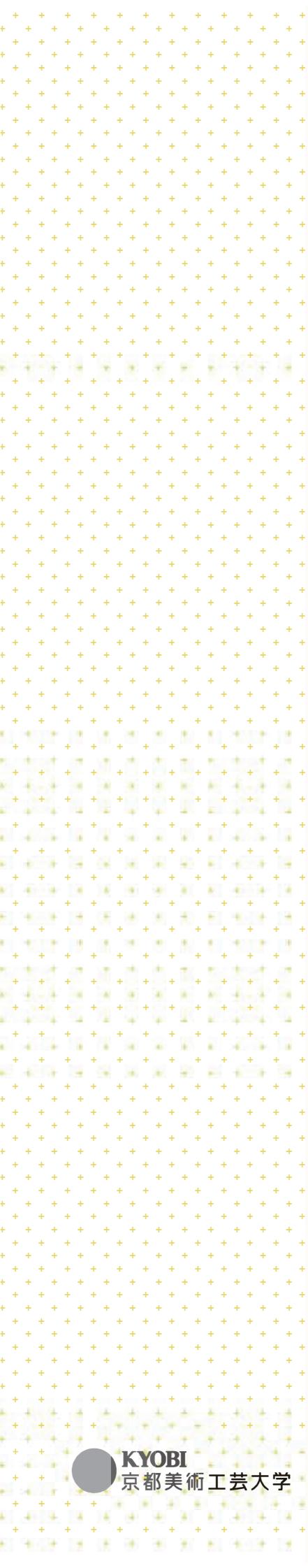
例：方法や材料について事実とは異なる報告をすることです。

二重投稿

同一の論文や作品を、複数の公募先に応募する行為を指します。

二重投稿が発覚した場合、論文では社会的に重い制裁が課せられ、作品ではその作品の入賞・入選が取り消されることがあります。

不正行為の無い研究活動を行うよう、心がけましょう



京都美術工芸大学